

荒尾市地域福祉計画・
地域福祉活動計画
(第3期)

2018(平成30)年度～2022(平成34)年度

平成30年3月
荒尾市
荒尾市社会福祉協議会

はじめに

本市は、平成19年度に第1期地域福祉計画、平成24年度に第2期地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進に努めてまいりました。この10年間で人口減少や少子高齢化、核家族化、雇用形態の多様化などの社会情勢の変化は更に進展し、地域における人間関係の希薄化などの意識の変化も進む中で、住民の福祉に関するニーズは多様化、複雑化しております。



また、東日本大震災や熊本地震などの経験により、大規模災害時には、自分の身は自分で守る「自助」の取り組みとともに、住民同士の支え合いである「共助」の取り組みが、防災・減災を図る上で非常に重要であると改めて認識されたことから、隣近所で日頃から顔の見える人間関係づくりをどのように行っていくかも課題となっております。

本計画は、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間の計画期間とし、これまでの基本理念である「みんなが主役！ふれあって、たすけあって、そだちあう 福祉のまち あらお」を目指して」を継承した上で、社会情勢の変化や本市における課題を踏まえながら、社会福祉協議会が作成する「地域福祉活動計画」と一体的に策定しております。

地域における様々な生活課題を解決するためには、地域の人と人とのつながりを大切にして、お互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくり、住民、地域、社会福祉協議会、行政などが連携・協力して課題に取り組んで行くことが重要となります。

この計画が、本市が目指す「しあわせ 創生 あらお」の実現に向けて、地域福祉を更に推進するための指針となるよう取り組んでまいりますので、皆様のご協力、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、専門的な立場から熱心にご議論いただきました策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査など、本計画策定にあたりご協力いただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

荒尾市長 浅田 敏彦

計画の策定にあたって

現在、福祉政策は大きな転換期を迎えており、国は高齢者人口がピークとなる2025年までに地域のささえあいを重視した地域包括ケアシステムの構築を進めております。また、平成30年度から開始予定となっている新たな政策では地域包括ケアシステムをさらに充実させるとともに「地域のささえあい」がこれからの地域福祉を進める重要なキーワードとなっております。



そのような中、荒尾市社会福祉協議会では平成22年に第1期、平成27年に第2期の地域福祉活動計画を策定し、荒尾市の地域福祉を進めてまいりました。これまでの取り組みにより、ささえあいの意識が地域に広まり、現在では荒尾市の半数を超える区でささえあい活動に取り組んでいただいております。少しずつではありますが、地域福祉が根付いてきていると実感しております。

これからの5年間でさらに地域福祉の充実を図るため、今期の計画からは荒尾市の地域福祉計画と荒尾市社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定することとなりました。今までは各々が計画を策定して、各々の計画を確認しあいながら双方で地域福祉を進めてまいりましたが、今期からは互いの連携が円滑に進み、地域のささえあい活動を基礎とした新たな事業展開ができるものと確信しております。

また、今回の計画では、国の新たな政策の開始に伴い、いくつかの事業実施を検討することとしております。地域コミュニティ事業の更なる発展、地域における様々な問題を解決するための相談体制づくりや問題の解決を図るコミュニティソーシャルワーカー配置の検討などを計画に盛り込むなど、これからの5年間でさらなる地域福祉の充実を図ってまいります。

最後になりますが、荒尾市社会福祉協議会では市民の皆様が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくことができますよう、荒尾市や様々な民間事業所などと密に連携を図りながら、地域福祉の中核的役割を担う組織としてこれからも活動を続けてまいります。

ご協力いただきました策定委員の皆様をはじめ地域住民の皆様にお礼を申し上げますとともに今後も地域福祉活動へのご協力をお願い申し上げます。

平成30年3月

荒尾市社会福祉協議会

会長 丸山秀人

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の背景・目的.....	1
2 計画の根拠.....	2
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画について.....	6
(1) 地域福祉計画とは.....	6
(2) 地域福祉活動計画とは.....	6
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性について.....	7
6 計画策定の体制及び経緯.....	8
(1) 荒尾市地域福祉計画策定委員会設置.....	8
(2) 荒尾市地域福祉計画策定作業部会設置.....	9
(3) アンケート概要.....	9
(4) 困りごと・ニーズのヒアリングについて.....	10
(5) パブリックコメント.....	10
第2章 荒尾市の現状.....	11
1 統計からみる荒尾市の現状.....	11
(1) 総人口及び人口構成比の推移.....	11
(2) 65歳以上の高齢者がいる世帯の世帯構成の推移.....	11
(3) 国・県・本市の高齢化率の推移.....	12
(4) 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移.....	12
(5) 母子・父子世帯数の推移.....	13
(6) 身体障害者手帳障害種別交付状況の推移.....	13
(7) 療育手帳の交付状況の推移.....	14
(8) 精神障害者保健福祉手帳交付状況の推移.....	14
2 アンケートからみる荒尾市の現状.....	15
(1) 地域生活について.....	15
(2) 地域活動への参加について.....	21
(3) 福祉サービスについて.....	23
(4) 福祉施策全般について.....	27
(5) 災害時の対応について.....	30
(6) 生活困窮者の自立支援について.....	32
3 困りごと・ニーズに関するヒアリング調査からみる荒尾市の現状.....	35
第3章 計画の基本理念・基本目標.....	37
1 計画の基本理念.....	37
2 計画の基本目標.....	37
3 計画の体系図.....	38

第4章 基本目標.....	39
1 基本目標1：支え合いとふれあいのある「あらお」にしよう！.....	39
(1) 支え合いづくり.....	40
(2) 交流・ふれあいの促進.....	42
(3) 心のバリアフリーの推進.....	43
(4) ボランティア活動の促進.....	44
(5) 共生社会の推進.....	46
(6) 基本目標1における評価指標と目標値.....	47
2 基本目標2：福祉サービスを利用しやすい「あらお」にしよう！.....	48
(1) きめ細やかな情報提供.....	49
(2) 包括的な相談支援体制づくり.....	50
(3) 地域のニーズに対応したサービスの充実.....	52
(4) 適切なサービス利用の推進.....	53
(5) 基本目標2における評価指標と目標値.....	54
3 基本目標3：健やかで活力あふれる「あらお」にしよう！.....	55
(1) 地域ぐるみでの健康づくりと介護予防.....	56
(2) 子どもの健やかな成長.....	58
(3) 生きがい活動の促進.....	60
(4) 基本目標3における評価指標と目標値.....	61
4 基本目標4：安心・安全に暮らせる「あらお」にしよう！.....	62
(1) 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり.....	63
(2) 地域ぐるみでの見守り・防犯活動.....	65
(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり.....	67
(4) 基本目標4における評価指標と目標値.....	68
第5章 推進体制について.....	69
1 協働による計画の推進.....	69
(1) 住民の役割.....	69
(2) 関係団体の役割.....	69
(3) 社会福祉協議会の役割.....	69
(4) 行政の役割.....	69
2 計画の点検・評価と継続的な改善.....	70
資料編.....	71
1 評価指標と目標値一覧【再掲】.....	72
2 主な事業一覧.....	75
(1) 市の主な事業【事業の再掲と説明】.....	75
(2) 社会福祉協議会の主な事業【事業の再掲と説明】.....	81
3 荒尾市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	86
4 荒尾市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	87
5 荒尾市地域福祉計画策定作業部会員名簿.....	88

第1章 計画の概要

1 計画の背景・目的

全国的に、少子高齢化や人口減少の進展により、支援を必要としている高齢者の割合は高まる一方で、それを支える若い世代の割合は減少しています。また、住民一人ひとりの抱える福祉や介護などのニーズも多様化し、高齢者や障がい者などに対する支援は公的サービスだけで充足することは難しくなっています。

一方で、日ごろからの地域コミュニティ※₁における自主防災組織※₂などの取り組みが大規模災害時では重要であることが、平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月に発生した熊本地震において再認識させられました。

しかしながら、核家族化が進み、個人の価値観や生活様式が多様化する中で、地域における住民同士のふれあいや助け合いはもとより、家族のつながりさえも希薄化しているとも言われています。独居高齢者の孤立死や老老介護、子育て世帯の児童虐待など、社会から孤立する人の支援も必要となっています。

また、雇用形態の多様化に伴い非正規雇用労働者も増え、景気の動向によって雇用が不安定化し、生活困窮に陥る人も少なくありません。

本市では、平成19年度に第1期地域福祉計画（平成20～24年度）、平成24年度に第2期地域福祉計画（平成25～29年度）を策定し、「みんなが主役！ふれあって、たすけあって、そだちあう 福祉のまち あらお を目指して」を基本理念に、地域住民やボランティア団体などの関係団体と協働で地域福祉の推進に取り組んできました。

今回の第3期計画では、近年の社会情勢や本市における福祉に関する新たな課題、国、県の動向を踏まえつつ、これまで、荒尾市社会福祉協議会が策定してきました「荒尾市地域福祉活動計画」と一体的に策定を行うことで、更なる地域福祉の充実を目指します。

※1：住民同士のつながりや交流を行っている地域社会や住民の集団のこと。

※2：地域住民が自主的に防災活動を行う任意組織のこと。

2 計画の根拠

(1) 地域福祉計画の根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を定め、福祉関係の個別計画に基づく福祉施策を総合的に推進するうえでの理念と、地域の福祉力を高めるための施策を示すものです。

社会福祉法 抜粋 (平成30年4月施行)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

.....

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

.....

(2) 地域福祉活動計画の根拠

地域福祉活動計画は、「地域福祉計画策定への協力ならびに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取り組み方針」に基づき、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画で地域福祉の推進に関する事項を定めたものです。

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

「地域福祉計画策定への協力ならびに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取り組み方針」
(平成15年11月全国社会福祉協議会)

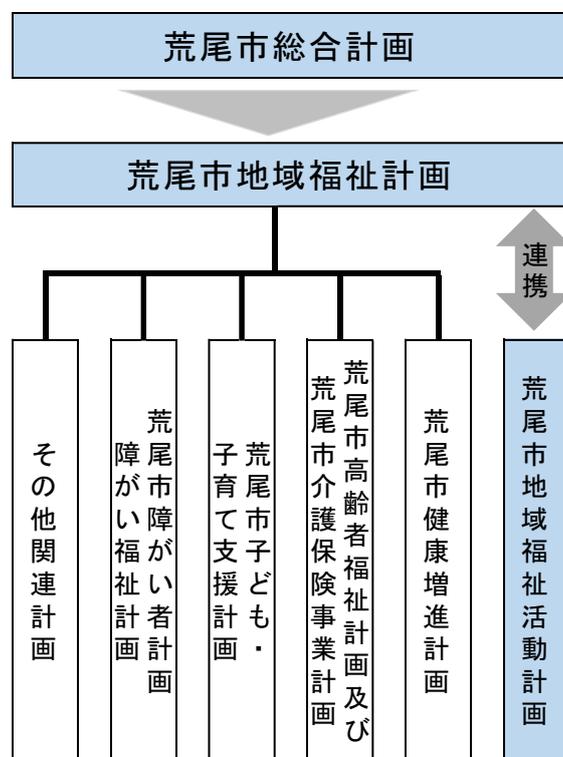
3 計画の位置づけ

「荒尾市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である「荒尾市総合計画」を上位計画とした部門計画であり、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、「地域福祉の推進」を図るための基本指針となるものです。

高齢者、障がい者、子どもなどを対象とした福祉に関する市の分野別計画と整合性や連携を図りながら、これらの計画を総合的に包括した計画として、住民の主体的なまちづくりに対する参画を促し、生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

また、「荒尾市地域福祉活動計画」は、住民の参画をもとに地域住民、ボランティア、NPO※3などが自主的・自発的な活動を行いながらお互いに連携し、地域での組織化を具体的に進めていく計画です。

今回の計画策定においては、地域福祉推進のための基盤や体制づくりを推進するための「荒尾市地域福祉計画」と、それを実行するための住民活動、行動のあり方を定める「荒尾市地域福祉活動計画」とを一体的に検討し「荒尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（第3期）（以下「本計画」という。）として策定することで、基本理念を共有し、行政や住民、地域福祉団体、ボランティア、NPO、事業所など地域に関わるものの役割や協働で取り組む事項を明確にし、実効性のある計画とするものです。

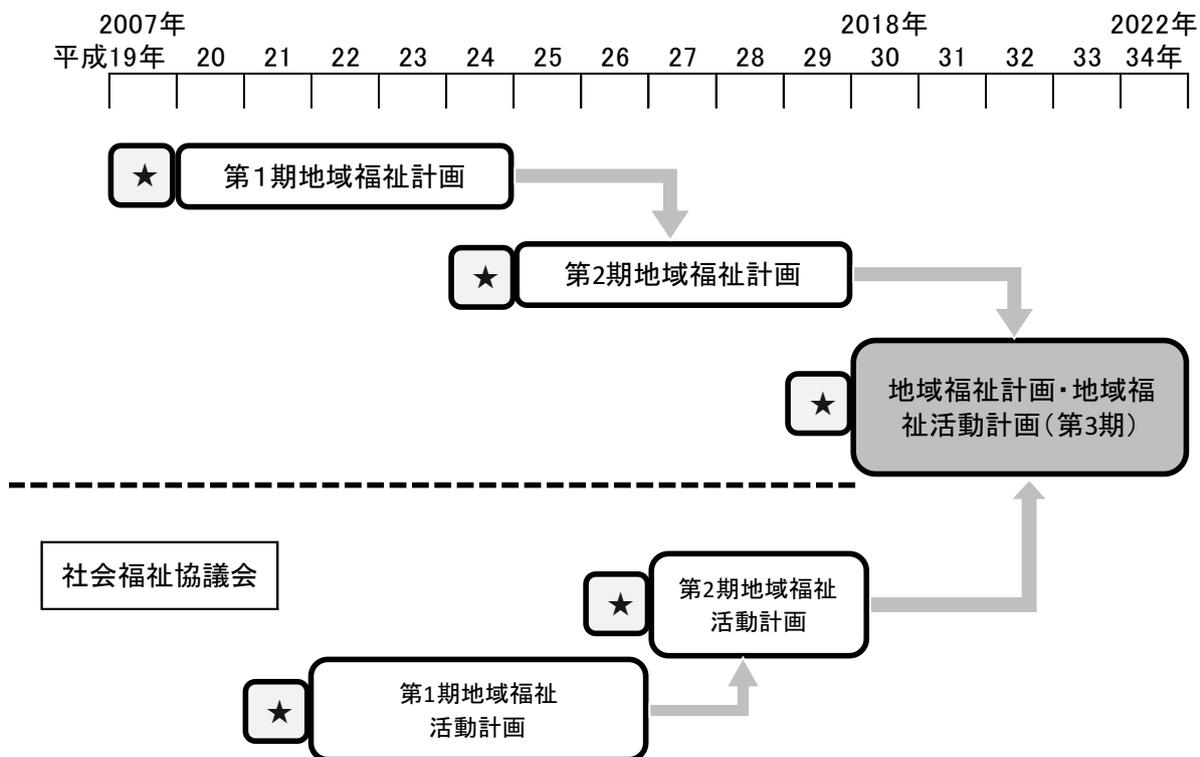


※3：非営利活動を行う市民団体のこと。

4 計画の期間

本計画の期間は、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間とします。

なお、社会状況の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



5 計画について

(1) 地域福祉計画とは

地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくっていくことで、生活課題を解決し、地域全体をより良いものにしていこうとする営みです。

これからのまちづくりは、子どもから高齢者、障がい者などすべての住民が住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組みを住民、地域、行政が手を携えてつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していく必要があります。

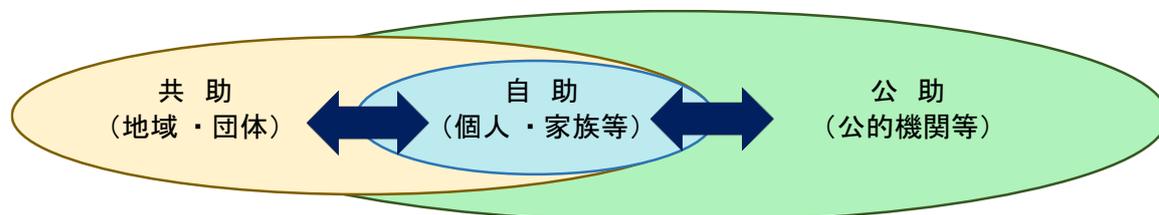
すべての住民が主役となり、生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる福祉の地域づくりを進めていくための指針となるべきものが地域福祉計画です。

地域福祉の考え方

自助とは・・・個人や家庭による自助努力

共助とは・・・地域社会による助け合い

公助とは・・・公的な制度として行う福祉・保健・医療その他のサービスや提供体制の環境づくり



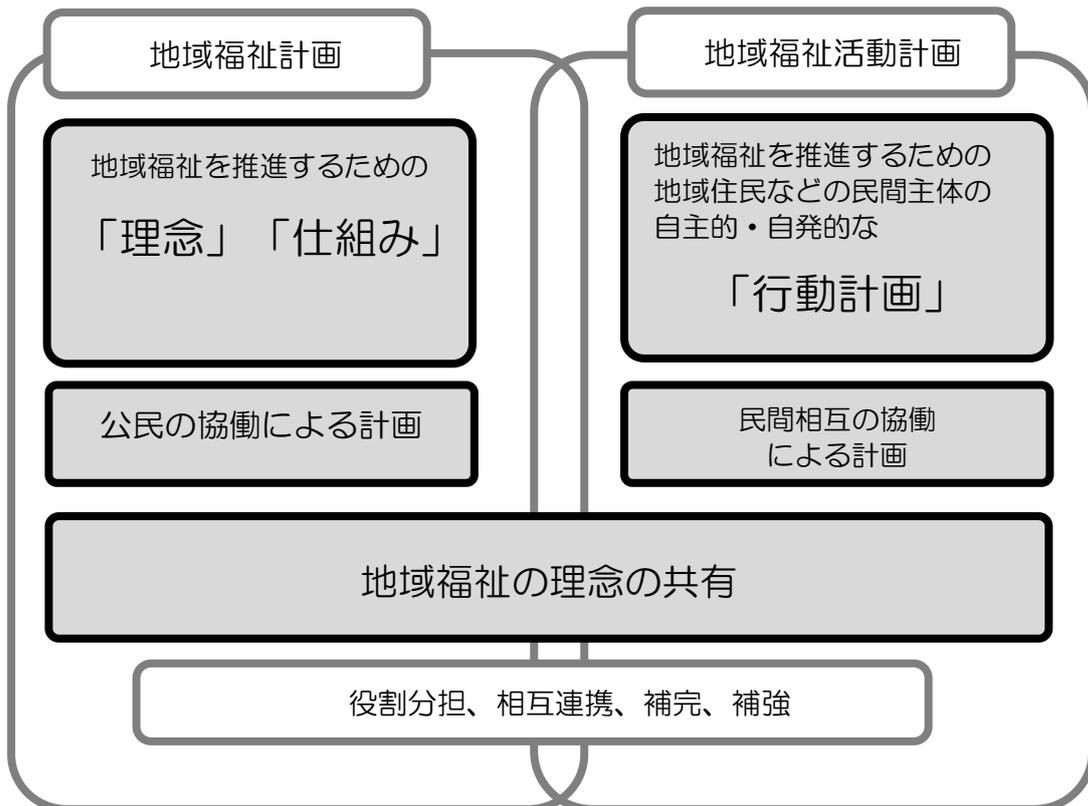
(2) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条により、地域福祉を推進する団体と位置づけられた社会福祉協議会が呼びかけて、そのまちに暮らす人たち一人ひとりが、地域社会を担う一員として、自分の地域について考え、みんなで住みよい地域づくりを行っていく事を目的として作成する行動計画です。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性について

「地域福祉計画」は、市が地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画であり、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画はどちらも地域福祉の推進のために定めるものであり、相互に連携しながら補完・補強し合う関係にあります。



6 計画策定の体制及び経緯

(1) 荒尾市地域福祉計画策定委員会設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ地域福祉推進に係る検討を行うため、「荒尾市地域福祉計画策定委員会」を設置し、協議を行いました。

	開催日時	内容
第 1 回	平成29年 8月30日	<ul style="list-style-type: none">● 荒尾市の福祉の現状について● 荒尾市地域福祉計画の概要について● 第2期荒尾市地域福祉計画の取り組みについて● 第3期荒尾市地域福祉計画策定における進め方について● 荒尾市地域福祉に関するアンケート調査について
第 2 回	平成29年 11月13日	<ul style="list-style-type: none">● 第1回委員会の議事録について● 第2期荒尾市地域福祉活動計画の取り組みについて● アンケート調査、ヒアリング調査の結果について● 計画骨子について
第 3 回	平成30年 1月23日	<ul style="list-style-type: none">● 第2回委員会の議事録について● 計画素案について● パブリックコメントについて
第 4 回	平成30年 3月9日	<ul style="list-style-type: none">● 第3回委員会の議事録について● パブリックコメントの結果について● 計画最終案について● 次年度以降の評価について● 計画概要版案について

(2) 荒尾市地域福祉計画策定作業部会設置

地域福祉に関するさまざまな事業や施策を検討・調整しながら、市の関係各課と連携を図るとともに、地域福祉を推進する際に中心的な役割を担う社会福祉協議会とも連携を図りながら計画を策定するため、「荒尾市地域福祉計画策定作業部会」を設置し、協議を行いました。

	開催日時	内容
第 1 回	平成29年 8月21日	●第2期荒尾市地域福祉計画の概要について ●第2期荒尾市地域福祉計画の取り組みについて ●第3期計画策定における進め方について ●荒尾市地域福祉に関するアンケート調査について ●第1回策定委員会について
第 2 回	平成29年 11月8日	●第2期荒尾市地域福祉活動計画の取り組みについて ●アンケート調査、ヒアリング調査の結果について ●計画骨子について
第 3 回	平成29年 12月22日	●アンケート調査、ヒアリング調査分析について ●荒尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画の具体的施策について
第 4 回	平成30年 3月5日	●パブリックコメントの結果について ●計画最終案について ●次年度以降の評価について ●計画概要版案について

(3) アンケート概要

本計画を策定するにあたり、市民の方々の地域福祉に関する意見や意識、生活課題を把握するためにアンケート調査を実施しました。

調査対象	市内在住の満18歳以上の市民2,000人 (年齢階層ごとに無作為抽出)
調査方法	郵送発送・郵送回収
調査期間	平成29年9月16日～10月2日
回収数(回収率)	887(回収率:44.4%)

(4) 困りごと・ニーズのヒアリングについて

荒尾市地域福祉計画及び荒尾市地域福祉活動計画の改定作業に先立ち、地域福祉に関わる地域課題の抽出や、今後望まれる取り組みや方向性を把握するために、介護予防の体操教室参加者に対してヒアリング調査を実施しました。

調査対象	社会福祉協議会主催の介護予防の体操教室参加者 179名 市内で実施している介護予防の体操教室14か所（はつらつ教室（全地区対象）、原区、大平区、市屋、山浦、北増永、万田東、東宮内、田倉、万田西、境崎、桜山、高浜、庄山）で調査。
調査方法	社会福祉協議会職員（生活支援コーディネータ）による聞き取り調査
調査期間	平成29年3月から7月まで

(5) パブリックコメント

本計画案に対し、広く住民の意見を求めるため、パブリックコメント（ご意見の募集）を行いました。実施期間は平成30年2月1日から2月28日までです。

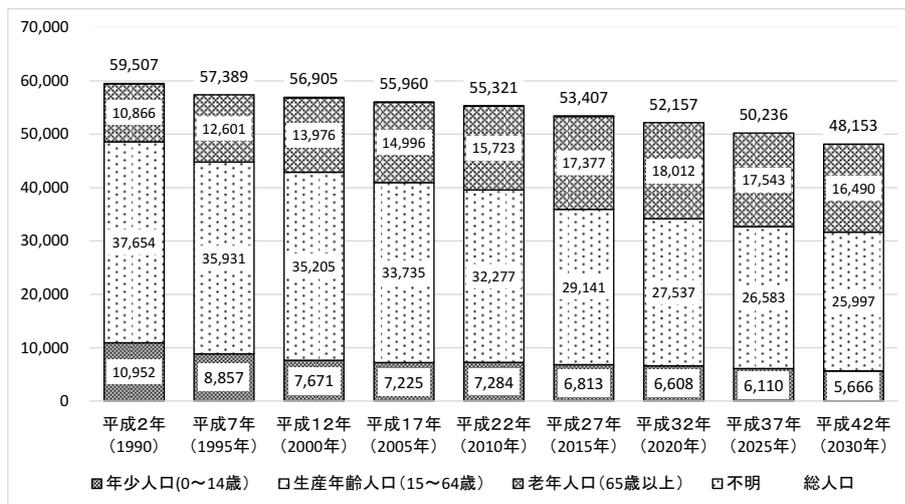
第2章 荒尾市の現状

1 統計からみる荒尾市の現状

(1) 総人口及び人口構成比の推移

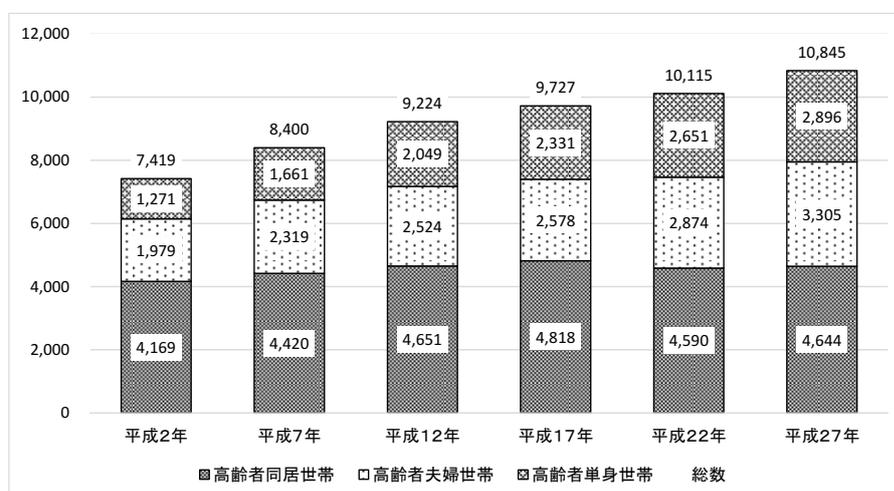
本市の平成27年の国勢調査における総人口は、20年前の平成7年と比較して3,982人減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の予測によると今後も人口の減少傾向は続き平成42(2030)年には48,153人になると予測されています。

また、老年人口(65歳以上)の割合は増加の傾向にあり、生産年齢人口(15~64歳)の割合は減少しています。



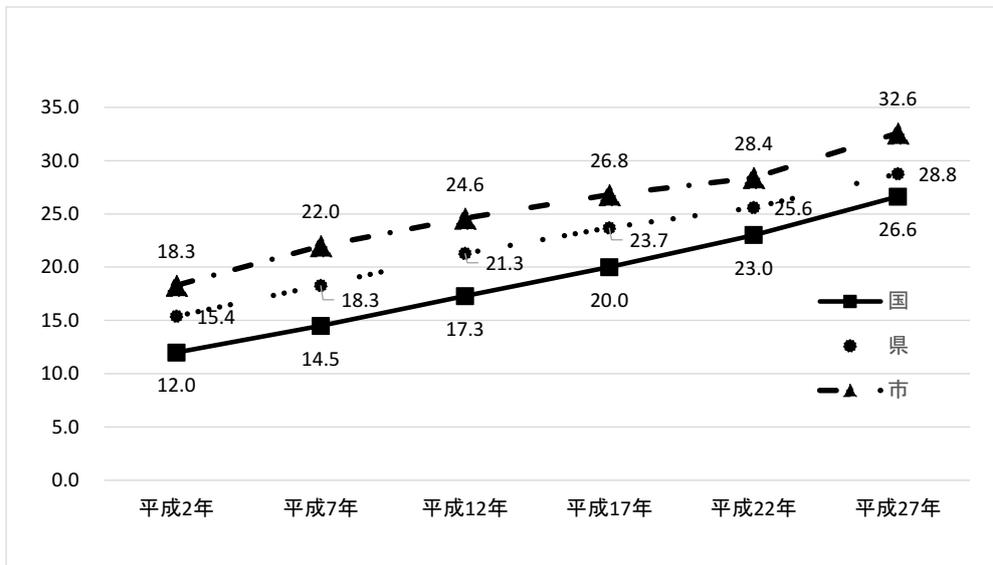
(2) 65歳以上の高齢者がいる世帯の世帯構成の推移

65歳以上の高齢者がいる世帯の世帯構成をさらに詳しくみると、高齢者の単身世帯が20年前の平成7年と比較して1,235世帯増加(割合で換算すると19.7%から26.7%となり7%増)しており、65歳以上の夫婦のみで構成される世帯も986世帯増加(割合で換算すると27.6%から30.4%となり2.8%増)しています。



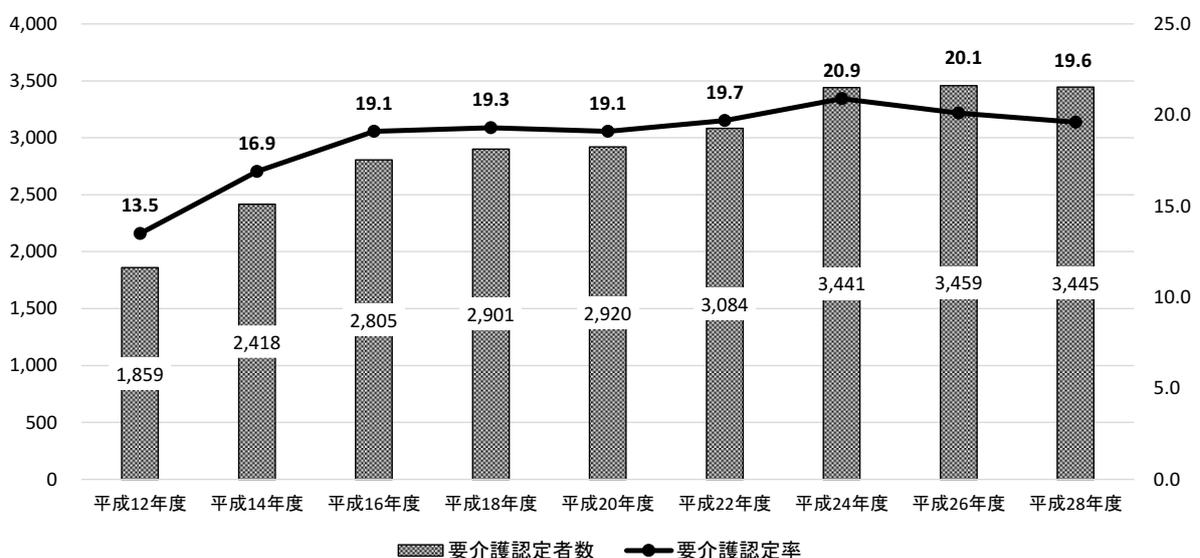
(3) 国・県・本市の高齢化率の推移

本市の平成27年の国勢調査における高齢化率は、20年前の平成7年と比較して10.6%増加した32.6%となり、本市の人口の約3人にひとりには65歳以上の高齢者が占める状況となっています。この状況は、国の高齢化率26.6%や県の28.8%を大きく上回っています。



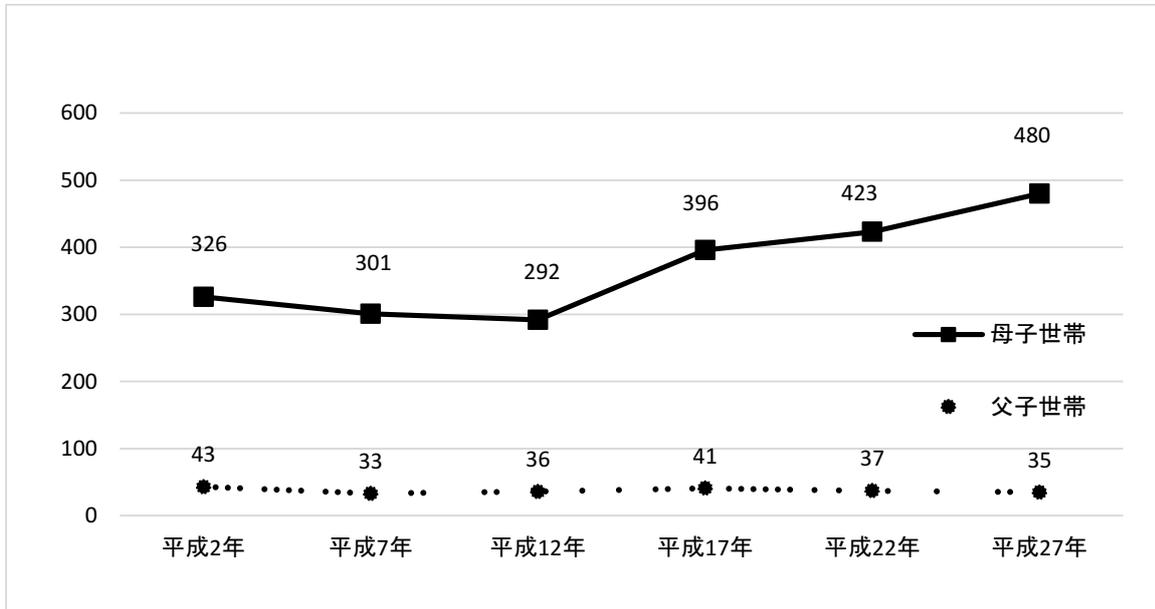
(4) 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移

高齢化の進展や介護保険制度が定着したことから、本市の平成28年度の要介護認定者数は、制度が開始された平成12年度と比べると1,586人増加し3,445人となっています。また、介護認定率が平成24年度でピークとなり平成26年度から減少しているのは、戦後生まれの「団塊の世代」が65歳以上となり、母数となる高齢者数が増加していることに起因しています。



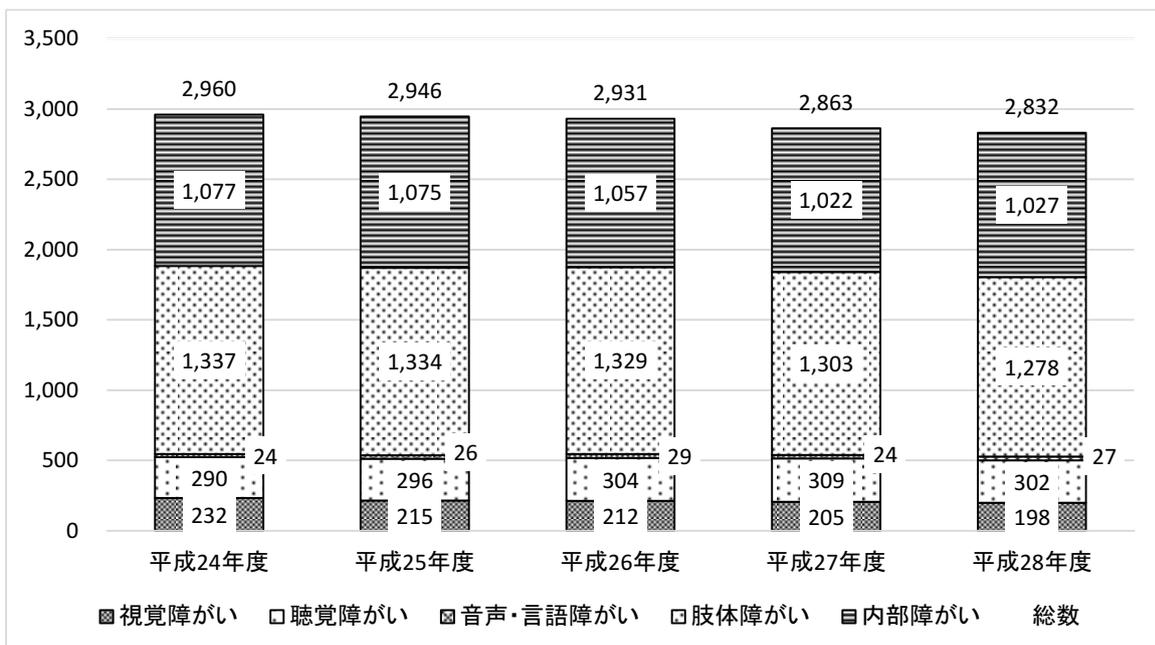
(5) 母子・父子世帯数の推移

本市の平成27年の国勢調査における母子世帯数は、20年前の平成7年と比較して179世帯増加した480世帯となっていますが、父子世帯数は、ここ20年間はあまり変動は無く35世帯から40世帯前後で推移しています。



(6) 身体障害者手帳障害種別交付状況の推移

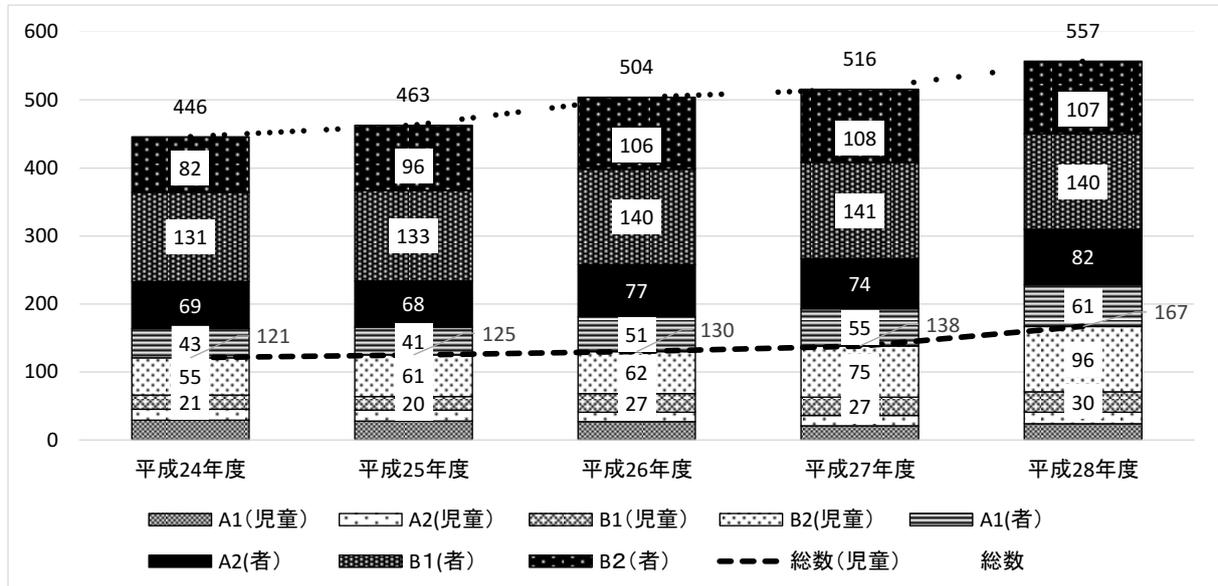
本市における身体障害者手帳の障害種別交付状況は、平成24年度から平成28年度までの5年間を通じて総数は減少傾向となっています。また、肢体障がいと内部障がい※4が約81%を占める状況となっています。



※4：身体内部の内臓の機能に障がいがあり日常生活が制限されること

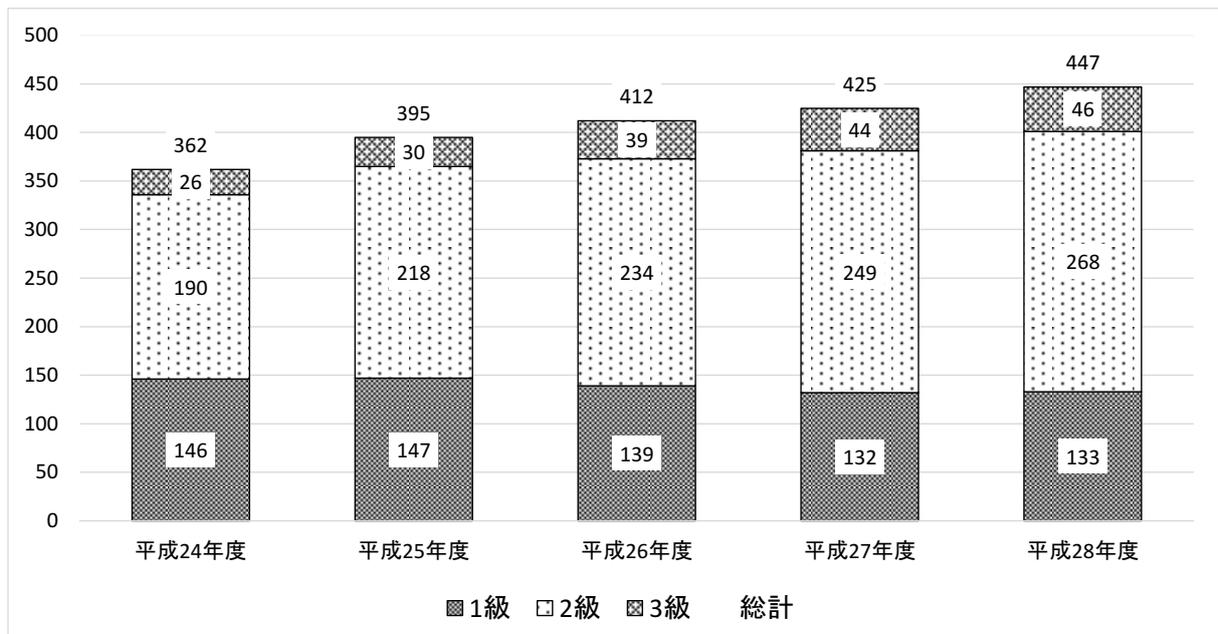
(7) 療育手帳の交付状況の推移

本市における療育手帳の交付状況は、平成24年度から平成28年度までの5年間で111件増加して557件になりました。特に平成27年度から平成28年度にかけては、障がい児のB2該当者への交付が増加しています。



(8) 精神障害者保健福祉手帳交付状況の推移

本市における精神障害者保健福祉手帳の交付状況は、平成24年度から平成28年度までの5年間で85件増加して447件になりました。手帳の種別では2級該当者への交付が増加しており平成28年度では約60%を占めています。



2 アンケートからみる荒尾市の現状

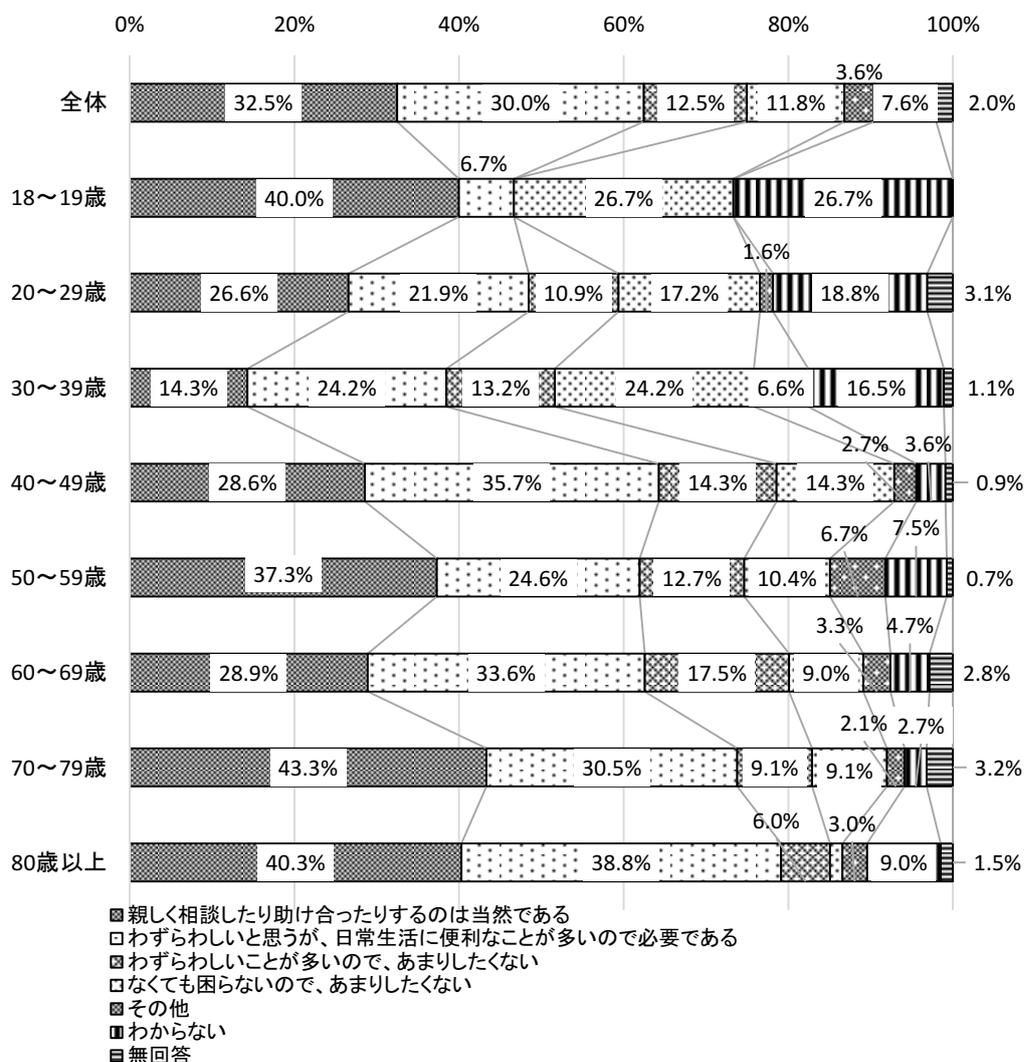
(1) 地域生活について

ア 「近所付き合いに対する考え方はどれに近いか」では、70歳以上で「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」や「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なおことが多いため必要である」の割合が高くなっています。

また、40歳未満においては、「なくても困らないので、あまりしたくない」が約2割となっています。このことから、70歳以上の人では近所付き合いについて当然必要だと思っているのに対し、40歳未満の年代では、少数ですが近所付き合いの必要性を感じていない人がいることが伺えます。

住み慣れた地域での「支え合い」の重要性や必要性について、周知・啓発を行う必要があります。

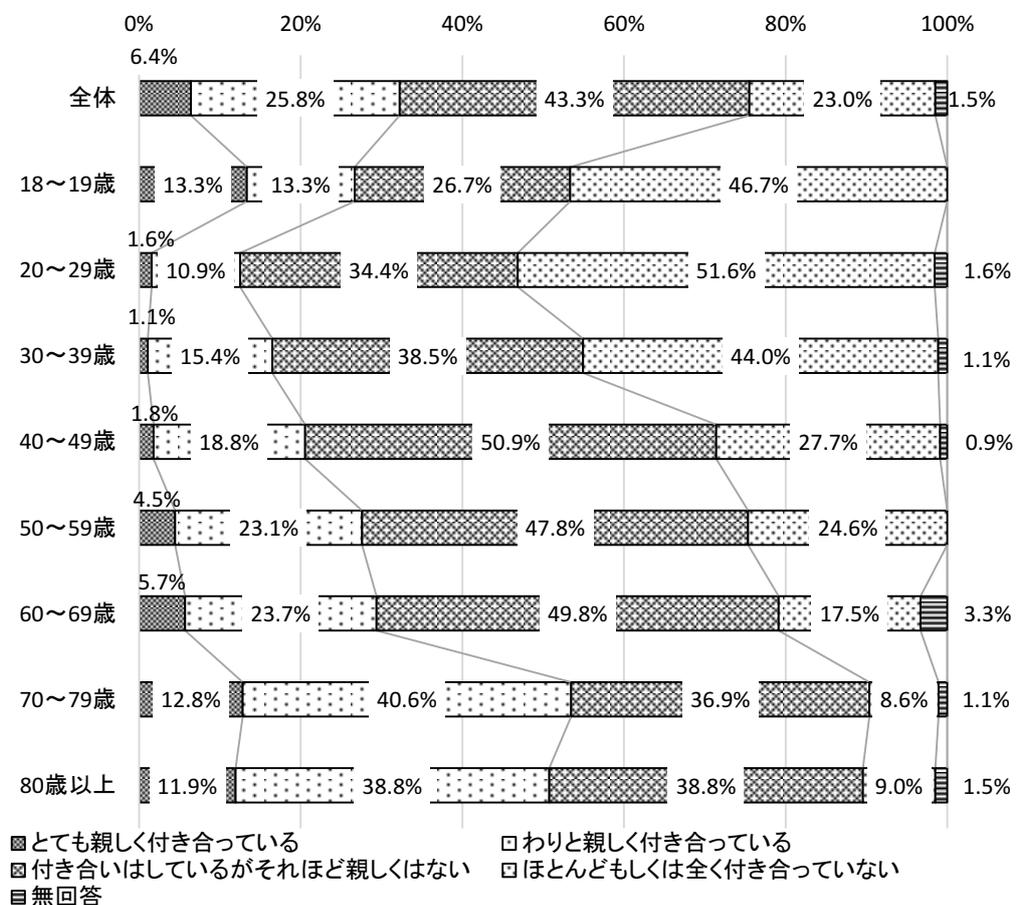
【近所付き合いに対する考え方はどれに近いか】



イ 「あなたは、現在どの程度近所付き合いをしているか」では、「とても親しく付き合っている」と「わりと親しく付き合っている」を合わせた割合が「70～79歳」、「80歳以上」において、5割を超えており、年齢が高くなるにつれて、近所と親しく付き合っていることが伺えますが、40歳未満の年代において、「ほとんどもしくは全く付き合っていない」割合が4割を超え、若い世代においては近所付き合いが希薄である人が多い傾向が見られます。

近所付き合いに対する世代ごとの傾向を捉え、近所付き合いが生じるような交流の場や機会を提供する必要があります。

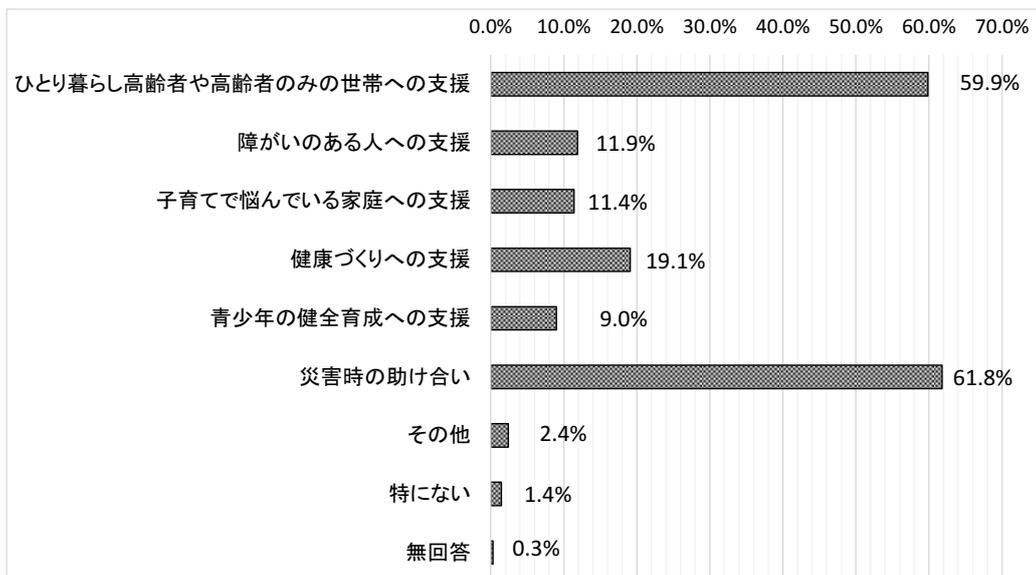
【あなたは、現在どの程度近所付き合いをしているか】



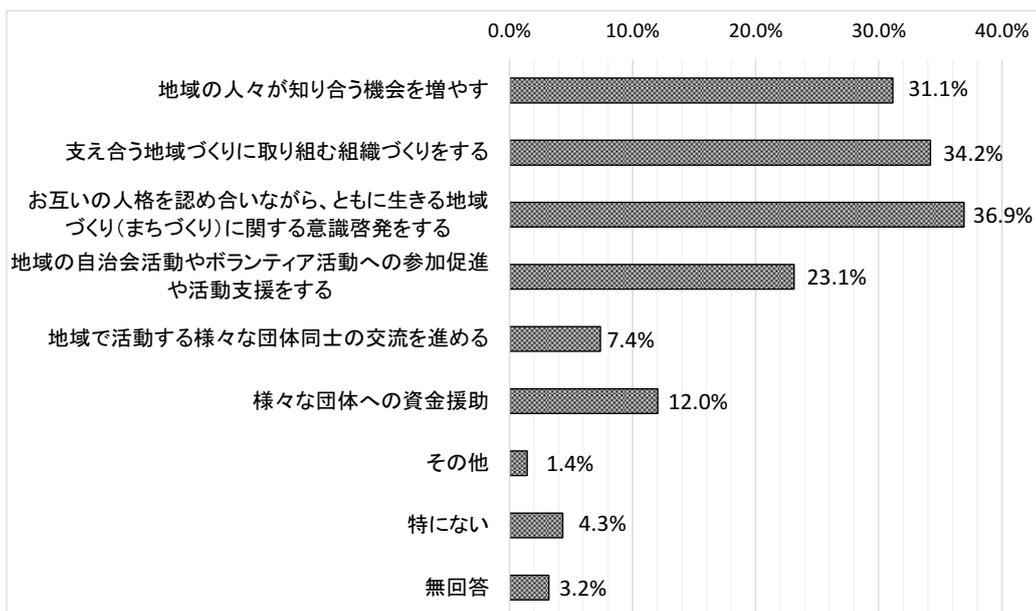
ウ 「地域の人たちが協力して取り組んでいくことが特に必要な問題はどのようなことか」では、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯への支援」、「災害時の助け合い」への回答が多く、「住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために市はどのような支援を行う必要があるか」では、「地域の人々が知り合う機会を増やす」、「支え合う地域づくりに取り組む組織づくりをする」、「お互いの人格を認め合いながら、ともに生きる地域づくり（まちづくり）に関する意識啓発をする」が多くなっています。

交流の機会の創出とともに、地域活動の組織づくりや心のバリアフリー※5などの意識啓発などを行う必要があります。

【地域の人たちが協力して取り組んでいくことが特に必要な問題はどのようなことか】



【住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるために市はどのような支援を行う必要があるか】

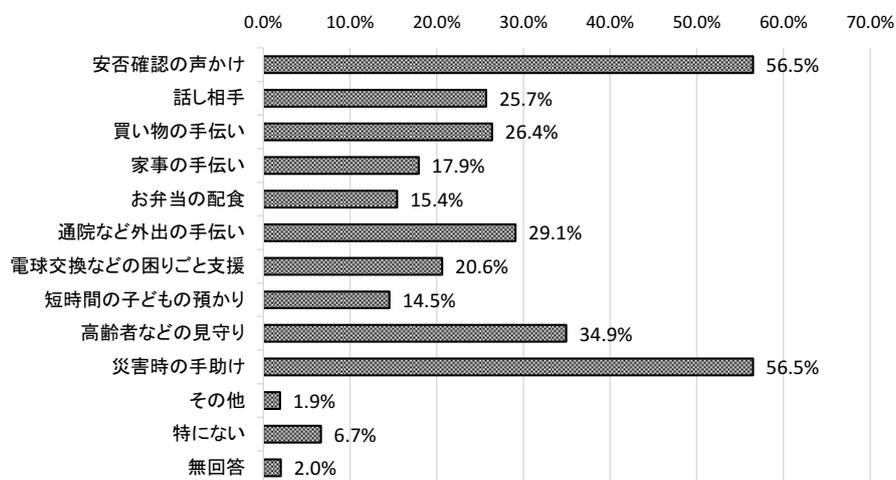


※5：お互いに理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと

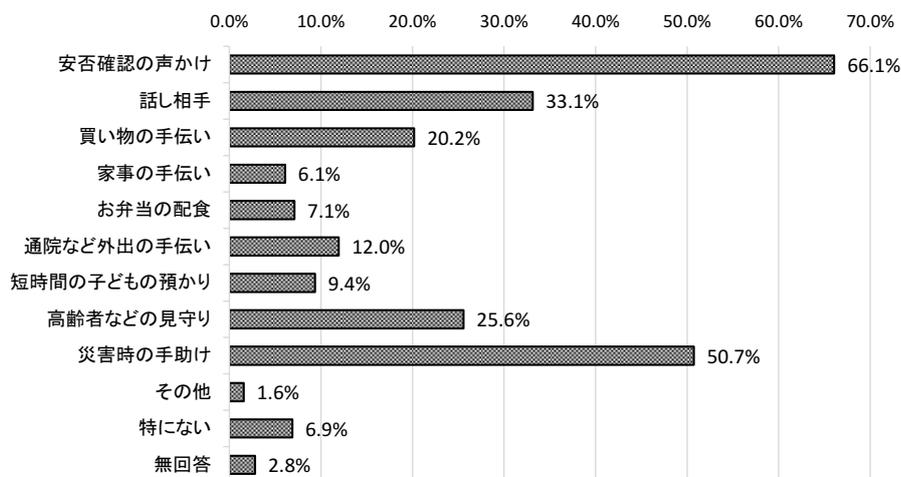
エ 「あなたや家族が高齢・病気や子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような手助けをして欲しいと思うか」では、「安否確認の声かけ」や「災害時の手助け」への回答が多くなっています。また、「隣近所に、高齢者や障がいのある人の介護、子育てなどで困っている家庭があった場合、どのような手助けができるか」についても、「安否確認の声かけ」と「災害時の手助け」への回答が多くなっています。

このことから、地域住民が参加できる見守り活動などのボランティア活動や災害ボランティアなどを充実させる必要があります。

【あなたや家族が高齢・病気や子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような手助けをして欲しいと思うか】



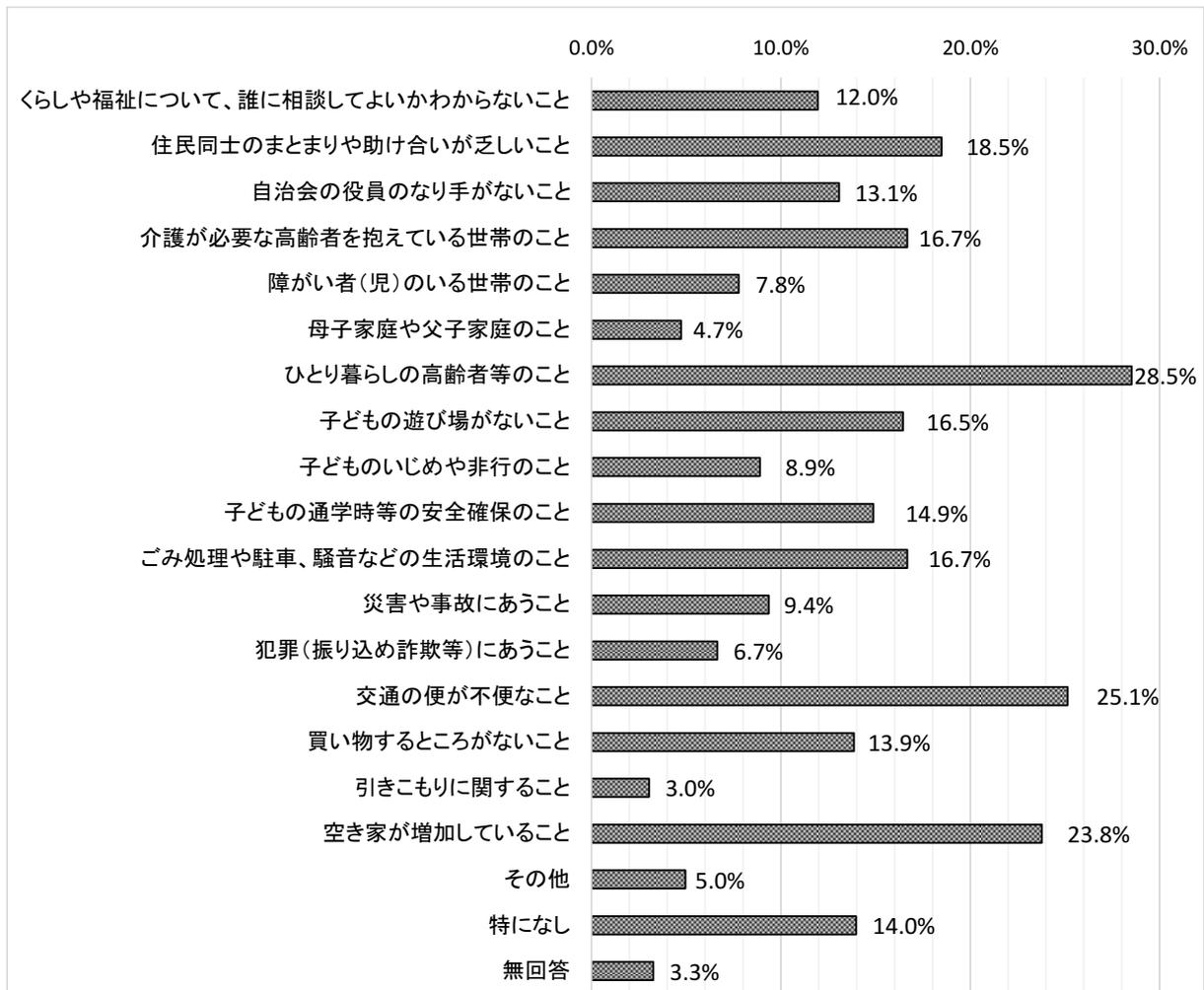
【隣近所に、高齢者や障がいのある人の介護、子育てなどで困っている家庭があった場合、どのような手助けができるか】



才 「あなたが住んでいる地域のことでは何か」では、「ひとり暮らしの高齢者等のこと」、「交通の便が不便なこと」、「空き家が増加していること」などへの回答が多くなっています。

住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、それぞれの地域課題に対する地域の取り組みを支援する必要があります。

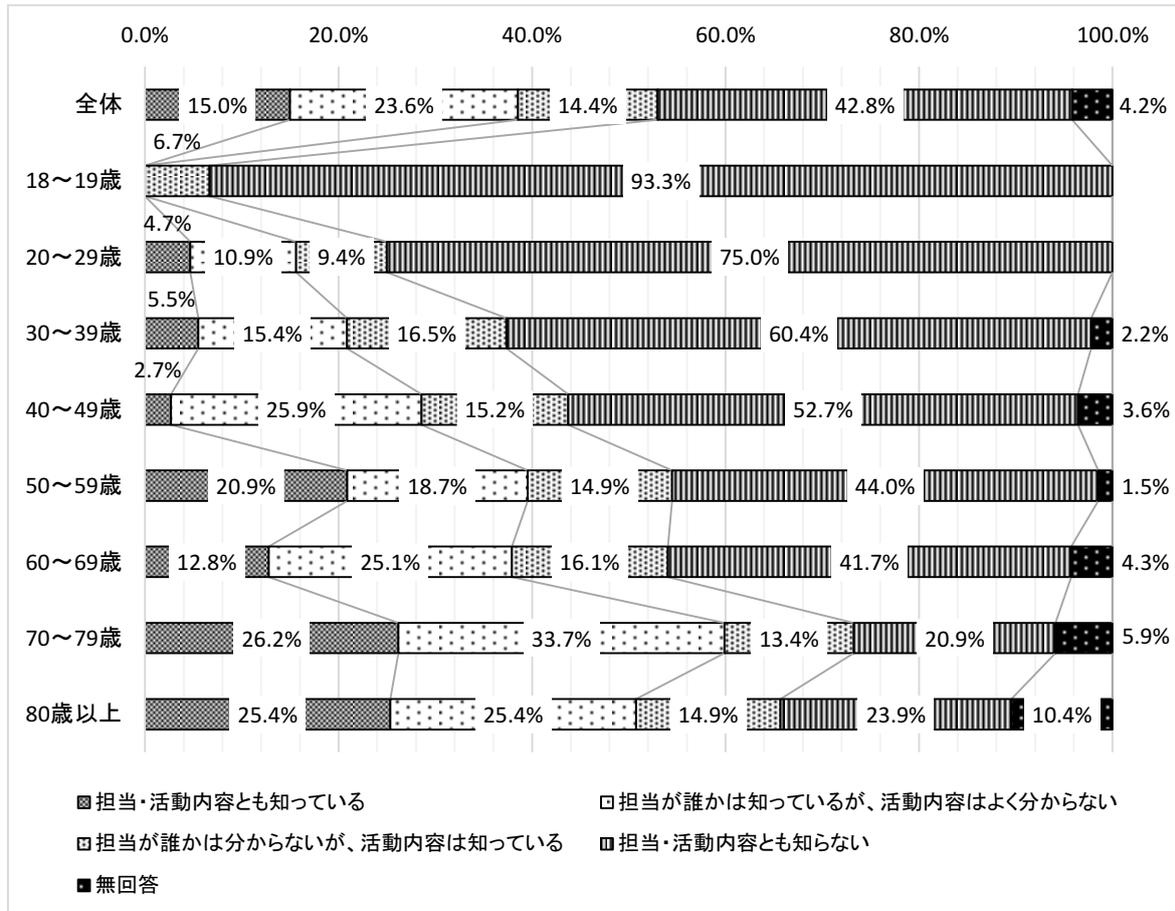
【あなたが住んでいる地域のことでは何かしなくてはならないと感じている問題は何か】



力 「住んでいる地区を担当している民生委員・児童委員を知っているか。また活動内容を知っているか」では、約4割の人が担当・活動内容ともに知らないと回答しており、40歳未満では6割以上の人が担当・活動内容ともに知らない現状です。

地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員のことについて、周知を行う必要があります。

【住んでいる地区を担当している民生委員・児童委員を知っているか。
また活動内容を知っているか】

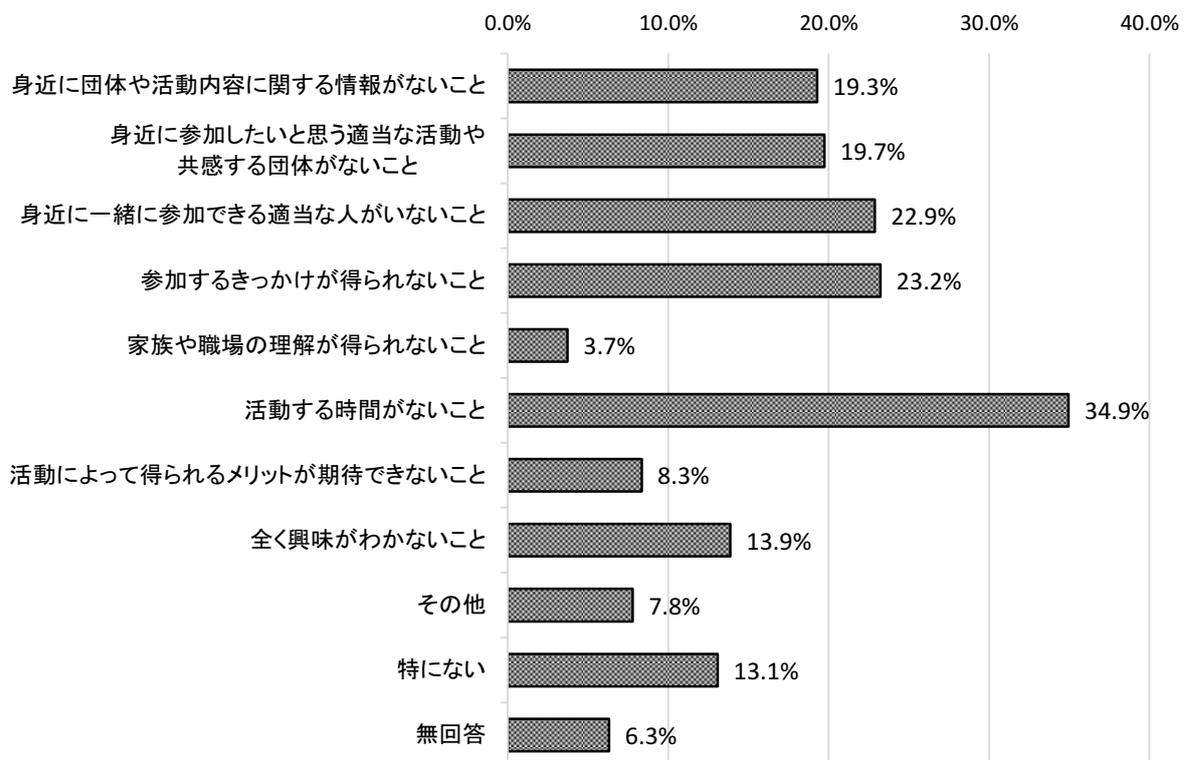


(2) 地域活動への参加について

ア 「地域活動に参加する際の苦勞すること、又は参加できない要因となっていることは、どんなことか」では、「活動する時間がないこと」が最も多く、次いで「参加するきっかけが得られないこと」、「身近に一緒に参加できる適当な人がいないこと」が参加できない要因として挙げられています。

地域活動の参加を増やすためには、地域活動に関する情報発信を強化し、参加しやすいきっかけなどを提供していく必要があります。

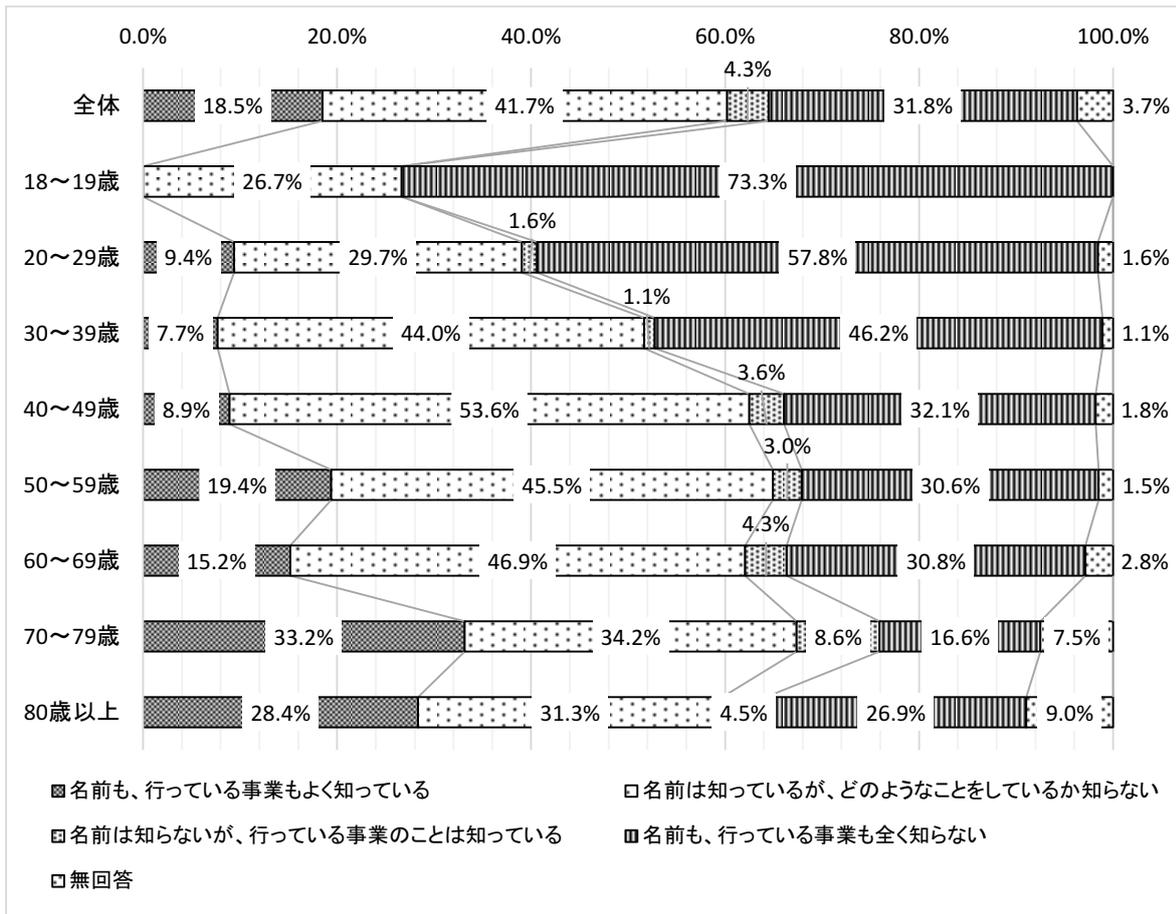
【地域活動に参加する際の苦勞すること、又は参加できない要因となっていることは、どんなことか】



イ 社会福祉協議会の認知度に関する質問においては、全体の約3割の人が「名前も行っている事業も全く知らない」と回答しています。なかでも、30歳未満の若い世代においては全体の半数以上の人々が名前も行っている事業も全く知らない状況です。

このことから、若い世代に対しても、社会福祉協議会の名前や活動内容の更なる周知・啓発を行う必要があります。

【社会福祉協議会の認知度】

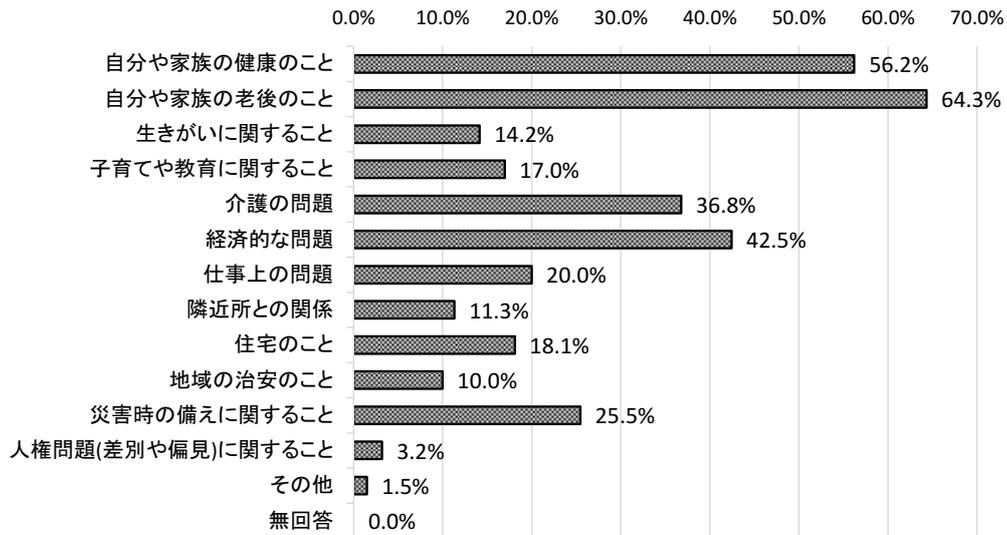


(3) 福祉サービスについて

ア 「現在、日々の生活においてどのような悩みや不安を感じているか」では、「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」が他の回答より高い割合となっており、自分や家族といった身近なことに悩みや不安を感じていることが伺えます。

自分や家族の健康や老後に不安を感じた時に、必要な福祉サービスの情報を得ることができるように、広報誌やホームページなどできめ細やかな情報を発信していく必要があります。

【現在、日々の生活においてどのような悩みや不安を感じているか】



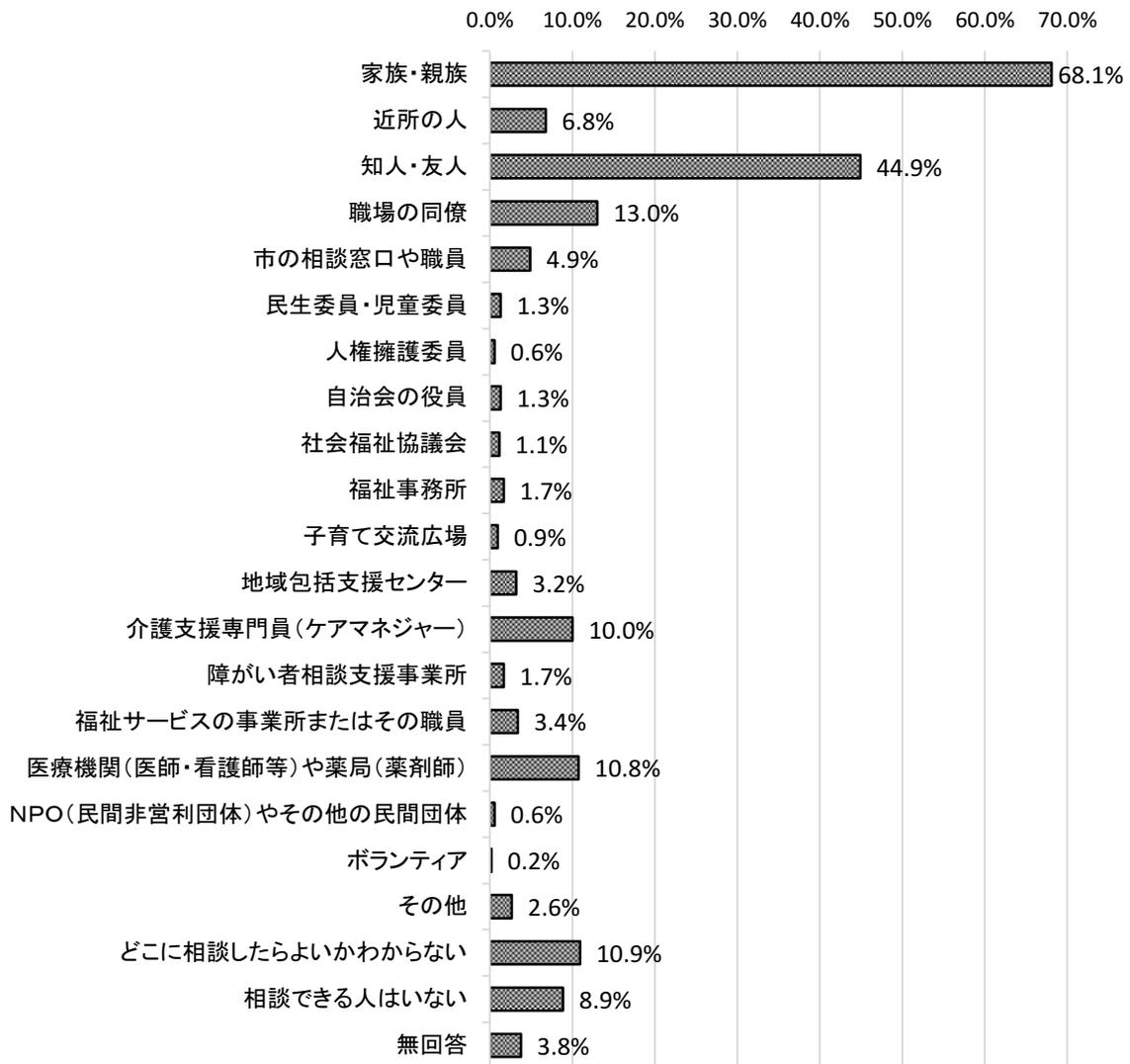
(上段：人 下段：%)

	回答者数(人)	自分や家族の健康のこと	自分や家族の老後のこと	生きがいに関すること	子育てや教育に関すること	介護の問題	経済的な問題	仕事上の問題	隣近所との関係	住宅のこと	地域の治安のこと	災害時の備えに関すること	人権問題(差別や偏見)に関すること	その他	無回答
全体(単純集計)	530	298 56.2%	341 64.3%	75 14.2%	90 17.0%	195 36.8%	225 42.5%	106 20.0%	60 11.3%	96 18.1%	53 10.0%	135 25.5%	17 3.2%	8 1.5%	0 0.0%
年代別	18~19歳	5 0.0%	2 40.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	20~29歳	43 34.9%	17 39.5%	9 20.9%	14 32.6%	10 23.3%	20 46.5%	15 34.9%	6 14.0%	4 9.3%	1 2.3%	9 20.9%	1 2.3%	3 7.0%	0 0.0%
	30~39歳	56 57.1%	31 55.4%	8 14.3%	29 51.8%	14 25.0%	31 55.4%	22 39.3%	7 12.5%	15 26.8%	11 19.6%	18 32.1%	2 3.6%	2 3.6%	0 0.0%
	40~49歳	74 62.2%	49 66.2%	7 9.5%	30 40.5%	15 20.3%	32 43.2%	23 31.1%	10 13.5%	15 20.3%	12 16.2%	21 28.4%	3 4.1%	1 1.4%	0 0.0%
	50~59歳	84 58.3%	61 72.6%	14 16.7%	8 9.5%	36 42.9%	34 40.5%	28 33.3%	13 15.5%	18 21.4%	12 14.3%	31 36.9%	3 3.6%	0 0.0%	0 0.0%
	60~69歳	129 57.4%	92 71.3%	12 9.3%	7 5.4%	51 39.5%	60 46.5%	11 8.5%	10 7.8%	22 17.1%	8 6.2%	28 21.7%	4 3.1%	1 0.8%	0 0.0%
	70~79歳	101 57.4%	68 67.3%	16 15.8%	2 2.0%	48 47.5%	33 32.7%	5 5.0%	11 10.9%	13 12.9%	5 5.0%	20 19.8%	2 2.0%	1 1.0%	0 0.0%
	80歳以上	36 66.7%	20 55.6%	6 16.7%	0 0.0%	21 58.3%	13 36.1%	1 2.8%	2 5.6%	8 22.2%	4 11.1%	8 22.2%	1 2.8%	0 0.0%	0 0.0%

イ 「悩みや不安について、誰に、もしくはどこに相談するか」では、悩みについての相談先は、「家族・親族」や「知人・友人」などの身近な人に相談している割合が他の相談先よりも高くなっています。また、「どこに相談したらよいかわからない」や「相談できる人はいない」といった回答が約1割あります。

相談窓口の周知とともに包括的な相談窓口を整備する必要があります。

【悩みや不安について、誰に、もしくはどこに相談するか】

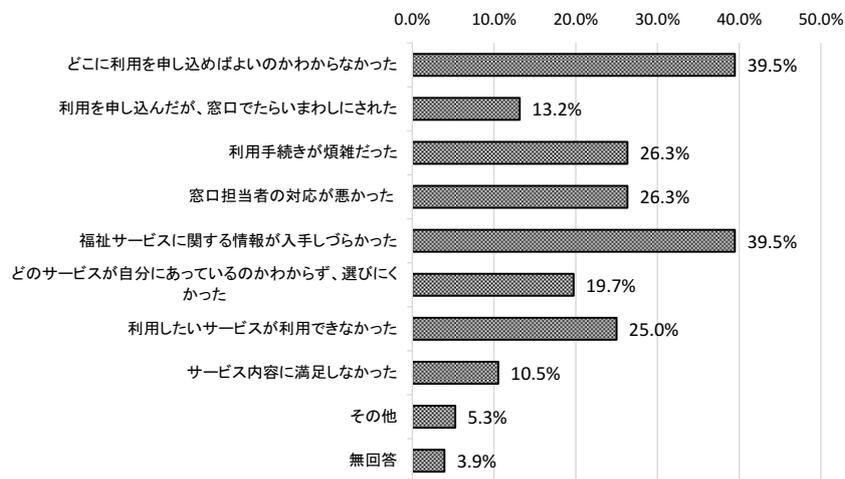


ウ 「福祉サービスの利用に関して、これまでに不都合を感じたり不満に思ったりしたことはどのようなことか」では、全体の約4割の人が「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」と回答しています。

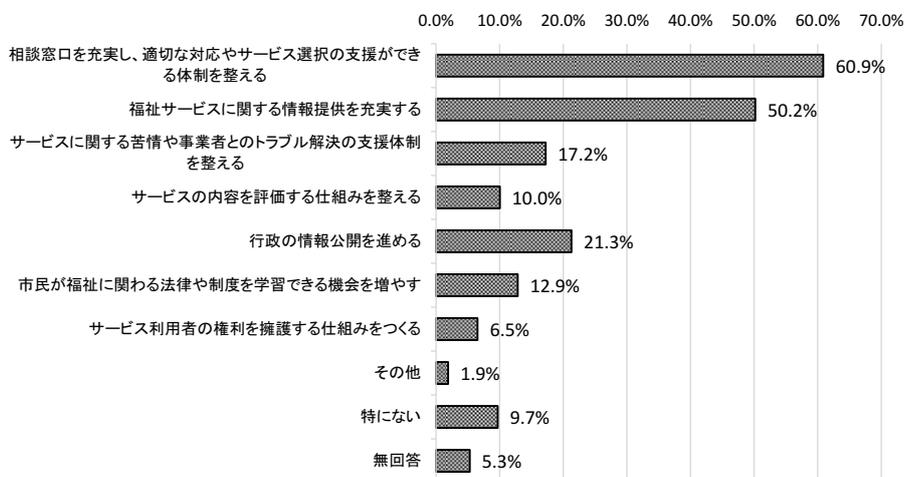
また、「利用者が自分に最適なサービスを安心して受けるためには、市は今後どのようなことに取り組む必要があるか」では、「相談窓口を充実し、適切な対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」の回答が5割を超えていました。

このことから、サービスを利用する際の相談窓口やサービス内容に関するわかりやすい情報提供が求められており、更なる相談体制の充実を図る必要があります。

【福祉サービスの利用に関して、これまでに不都合を感じたり不満に思ったりしたことはどのようなことか】



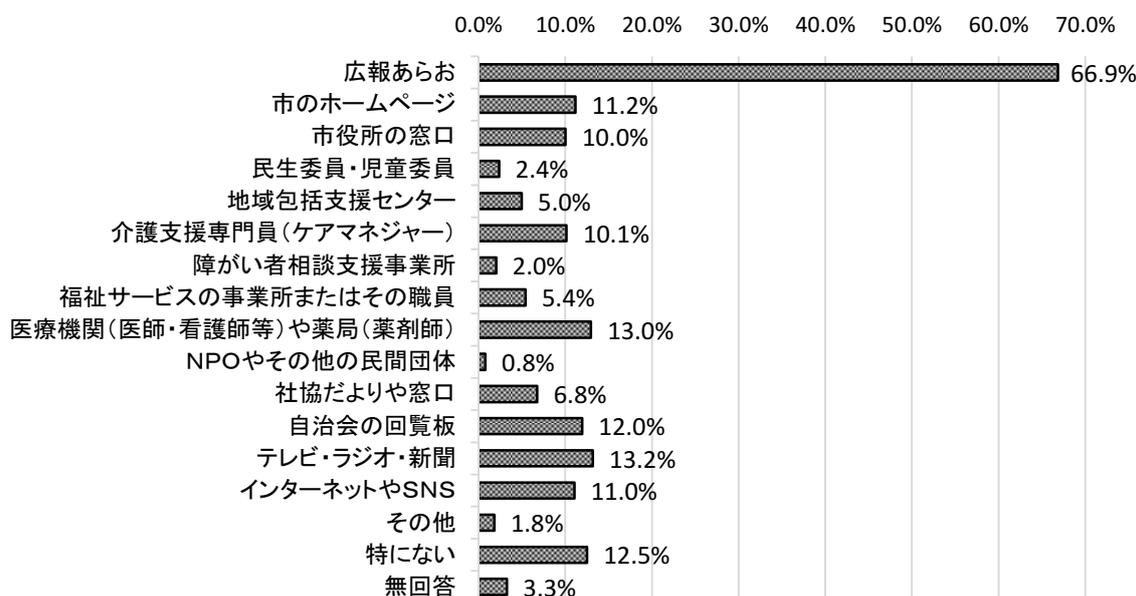
【利用者が自分に最適なサービスを安心して受けるためには、市は今後どのようなことに取り組む必要があるか】



エ 「高齢者介護や子育て支援、障がいのある人への施策など福祉サービスに関する情報はどこから入手しているか」では、全体の約7割近くの人が福祉の情報の入手を「広報あらか」から得ており、「広報あらか」が他の媒体より圧倒的に高くなっていました。

福祉サービス利用時に「情報が入手しにくかった」といった不安や不満を解消するために、「広報あらか」からの情報発信を継続・強化し、その他の媒体でも複合して福祉に関する情報提供を行う必要があります。

【高齢者介護や子育て支援、障がいのある人への施策など
福祉サービスに関する情報はどこから入手しているか】

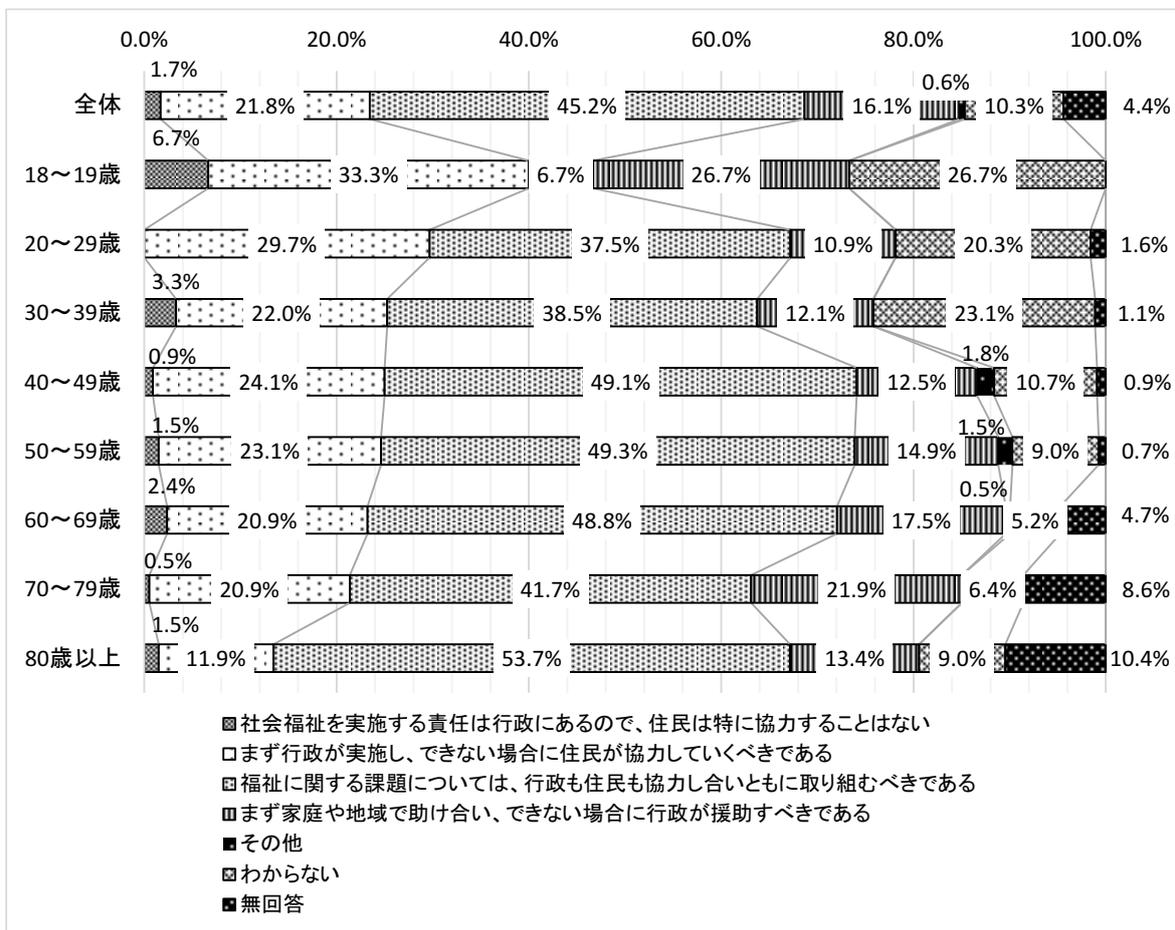


(4) 福祉施策全般について

ア 「社会福祉サービスを充実させるうえで、行政と地域住民の関係について、あなたの考えに最も近いものはどれか」では、「福祉に関する課題については、行政も住民も協力し合いとにも取り組むべきである」が最も高くなっており、80歳以上においては5割を超える割合でした。また、40歳未満において、「わからない」の回答が2割以上あります。

このことから、特に40歳未満の人に対して社会福祉に関する情報提供だけでなく、行政と地域住民との協力の重要性や必要性に対しても周知・啓発していく必要があります。

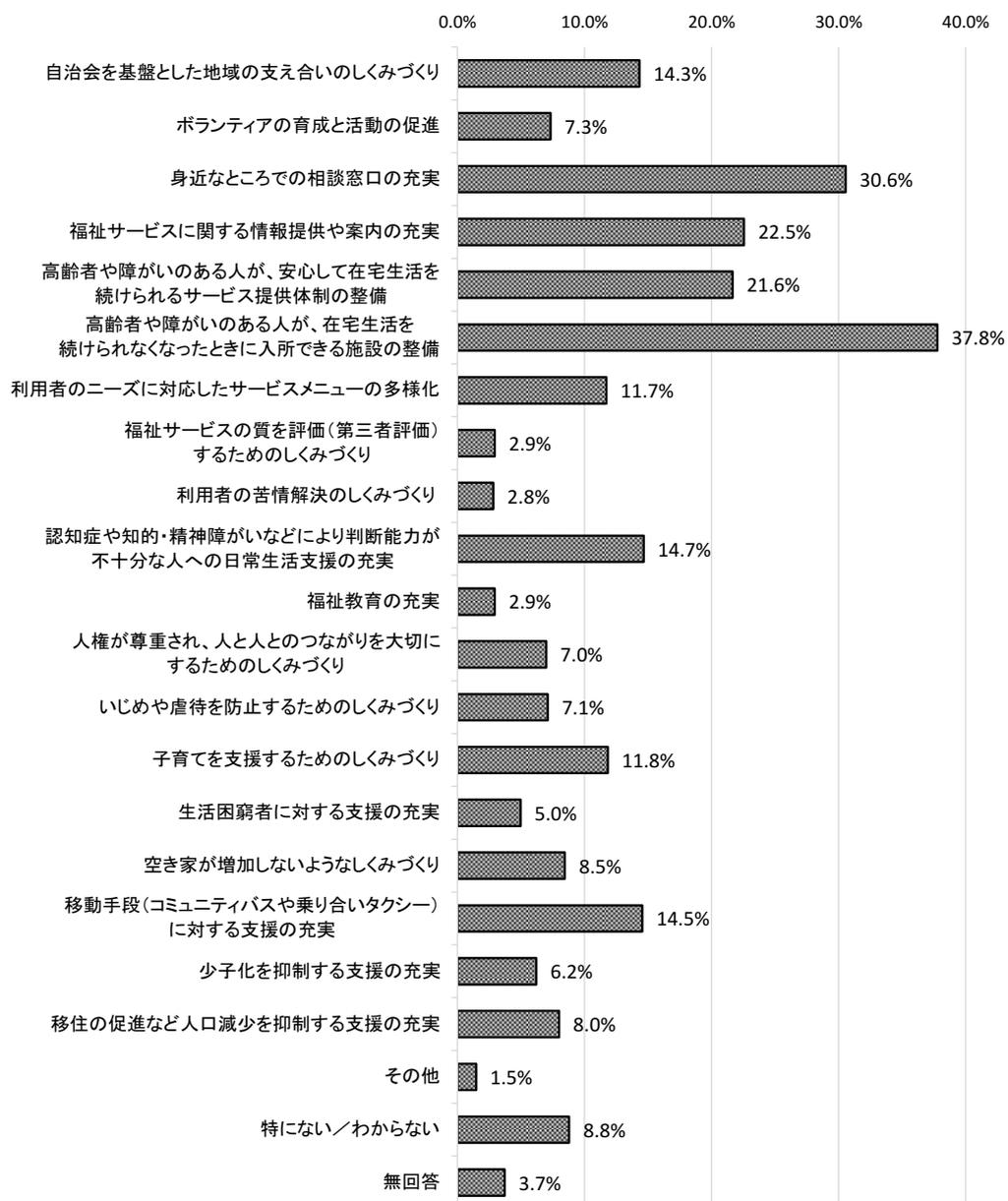
【社会福祉サービスを充実させるうえで、行政と地域住民の関係について、あなたの考えに最も近いものはどれか】



イ 「今後、地域福祉の充実を図るために、市はどのような施策を優先的に取り組むべきか」では、「高齢者や障がいのある人が、在宅生活を続けられなくなったときに入所できる施設の整備」が最も多く、次に「身近なところでの相談窓口の充実」が多くなっています。

入所施設の整備についてのニーズが高い状況が伺えますが、併せて相談窓口の充実や在宅福祉が続けられる体制づくりなど地域のニーズにあったサービスを提供する必要があります。

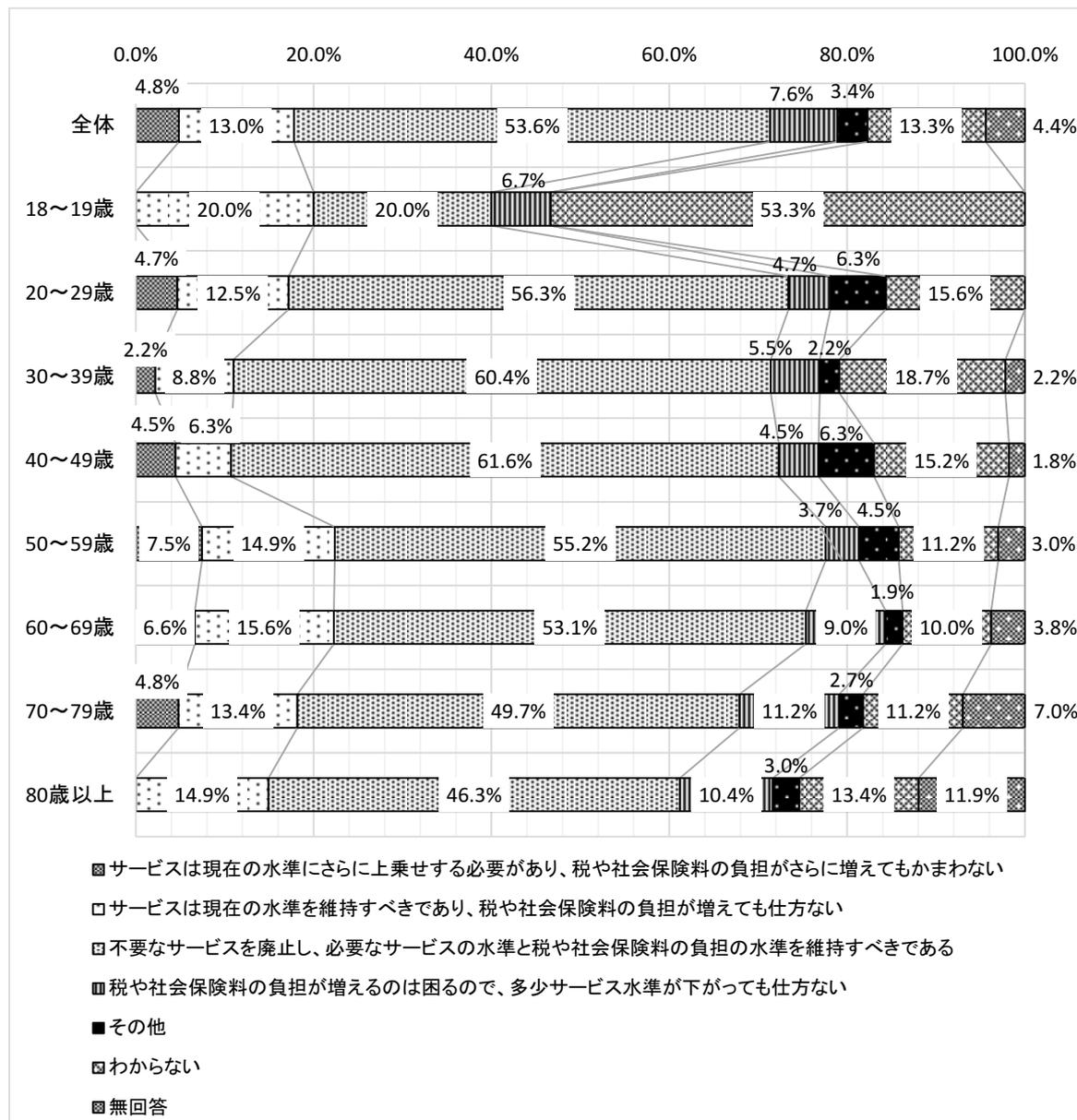
【今後、地域福祉の充実を図るために、市はどのような施策を優先的に取り組むべきか】



ウ 「福祉サービスの水準と、税や社会保険料などの費用負担の関係についてどのように考えるか」では、「不要なサービスを廃止し、必要なサービスの水準と税や社会保険料の負担の水準を維持すべきである」が最も多く全体で5割を超えています。

地域福祉の事業を新しく導入する際には、このような費用負担に関する意見も踏まえ制度を検討する必要があります。

【福祉サービスの水準と、税や社会保険料などの費用負担の関係についてどのように考えるか】

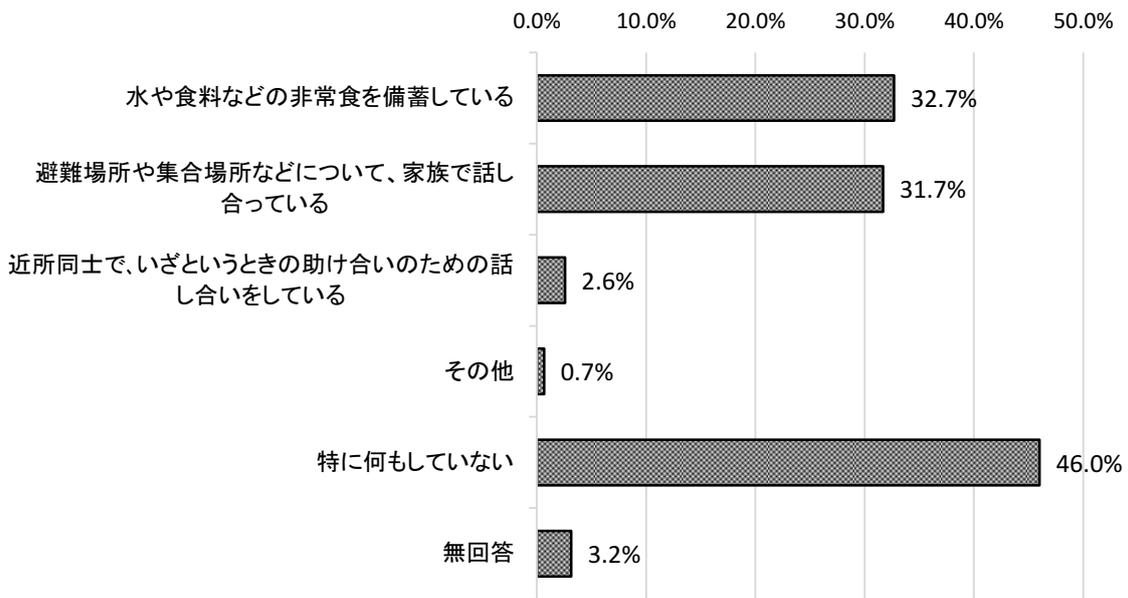


(5) 災害時の対応について

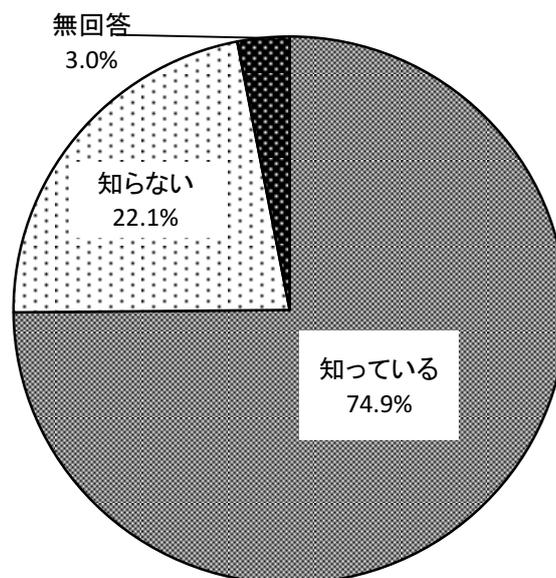
ア 「地震や風水害などの災害に対してどのような備えをしているか」では、「特に何もしていない」と回答した人が最も多く4割を超えています。「あなたの地域での災害時の避難場所を知っているか」では、「知っている」が7割を超えているものの、「知らない」と回答した人も約2割います。

災害時の備えや災害時の避難場所の重要性についての周知・啓発に力を入れる必要があります。

【地震や風水害などの災害に対してどのような備えをしているか】



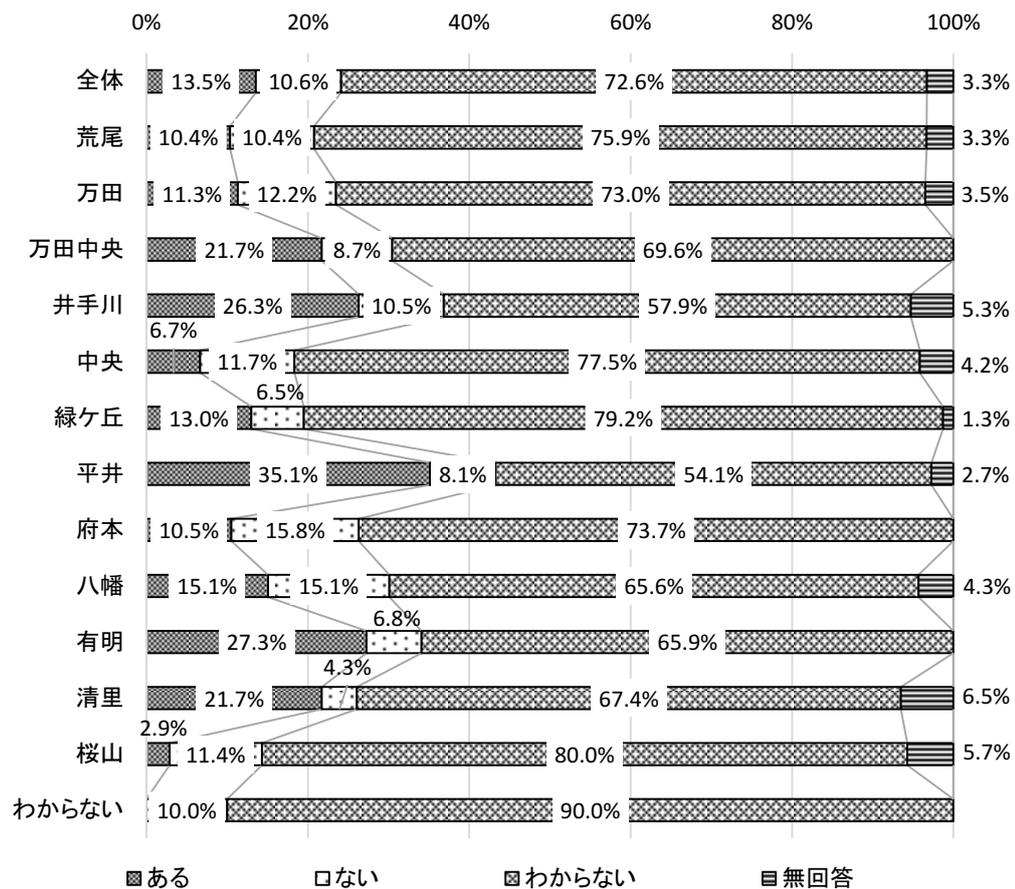
【あなたの地域での災害時の避難場所を知っているか】



イ 「あなたの自治会には自主防災組織があるか」では、全体の約7割の人が「わからない」と回答しています。地区別で見ると、「荒尾」、「万田」、「中央」、「緑ヶ丘」、「府本」、「桜山」において「わからない」が7割を超えていました。

自主防災組織の周知・啓発に努める必要があります。

【あなたの自治会には自主防災組織があるか】

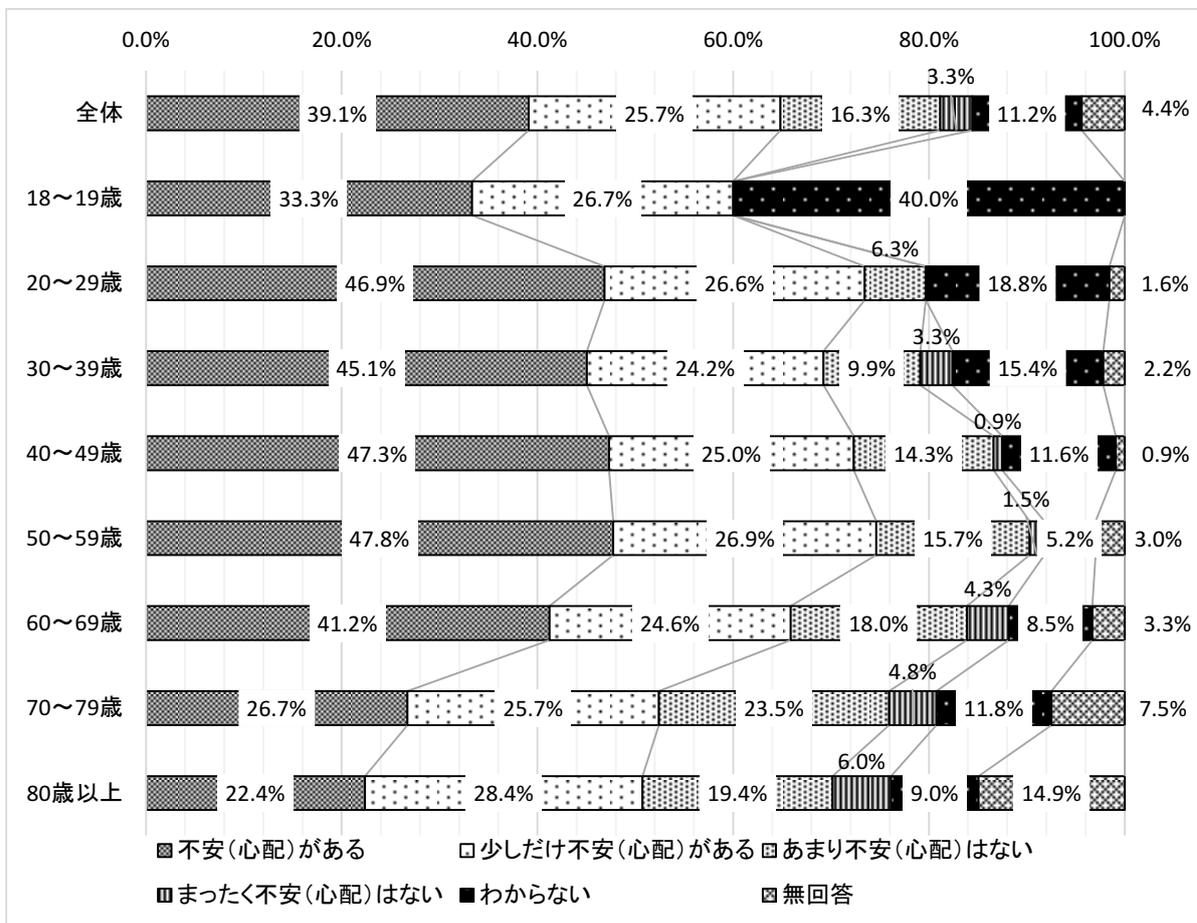


(6) 生活困窮者の自立支援について

ア 「生活状況が急変し、生活費に困り、相談のため市役所に行くことになった場合何かしらの不安を感じるか」では、「不安(心配)がある」と回答した人の割合が約4割あります。年代別に見ると、70歳以上においては約2割でしたが、20歳～69歳までにおいては4割を超える結果となっています。

生活相談支援センターなどの相談窓口について、不安を感じずに相談できるよう、より一層の周知を行う必要があります。

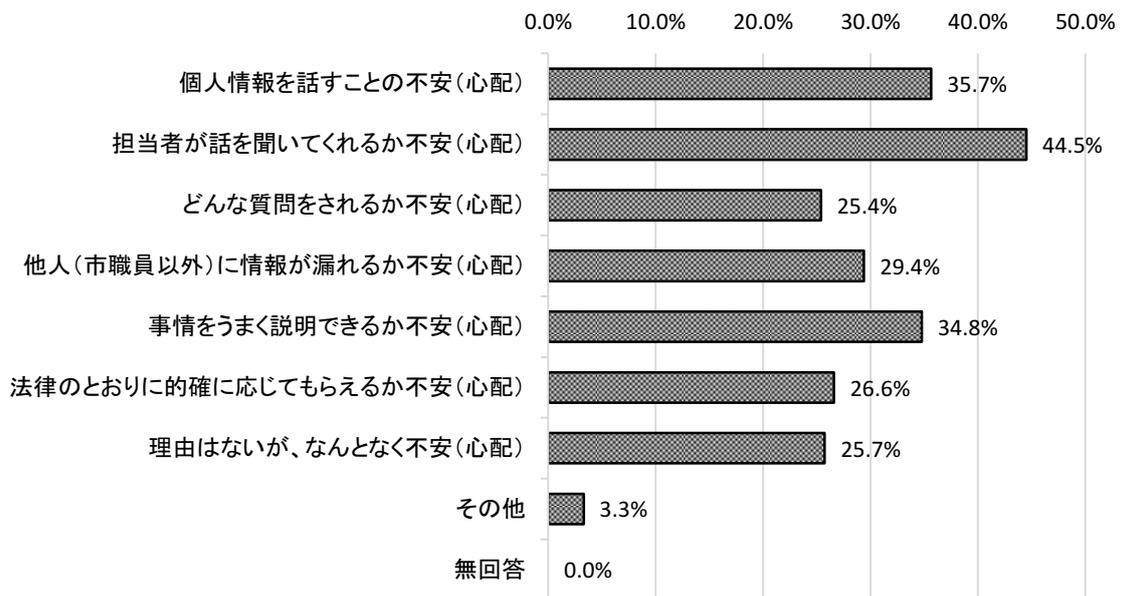
【生活状況が急変し、生活費に困り、相談のため市役所に行くことになった場合何かしらの不安を感じるか】



イ 「生活状況が急変し、生活費に困り、市役所に行くことになった場合、相談する際にはどんな不安や心配があるか」では、「担当者が話を聞いてくれるか不安(心配)」が最も多く、次いで「個人情報話すことの不安(心配)」、「事情をうまく説明できるか不安(心配)」の順になっています。

このことから、相談者の意図を読み取るなど、相談を受ける職員の能力向上が求められており、職員研修などの充実を図るとともに、相談をしやすい体制を構築する必要があります。

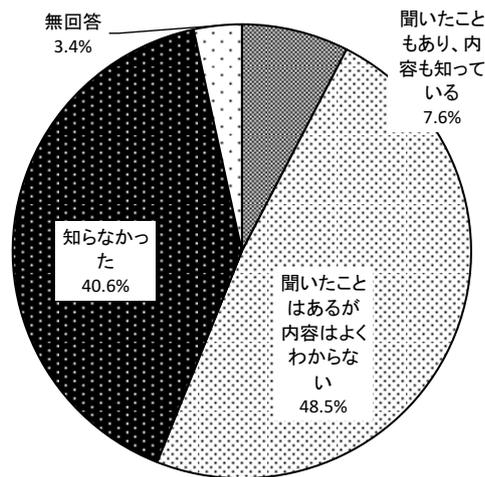
【生活状況が急変し、生活費に困り、市役所に行くことになった場合、相談する際にはどんな不安や心配があるか】



ウ 「生活困窮者自立支援法（制度）※6についてあなたは知っているか」では、「聞いたことはあるが内容はよくわからない」が約5割で最も多く、次いで「知らなかった」4割の順になっています。全体の約9割の人が生活困窮者自立支援法（制度）の内容を知らないという現状です。

生活困窮者自立支援法（制度）に関する普及・啓発が求められます。

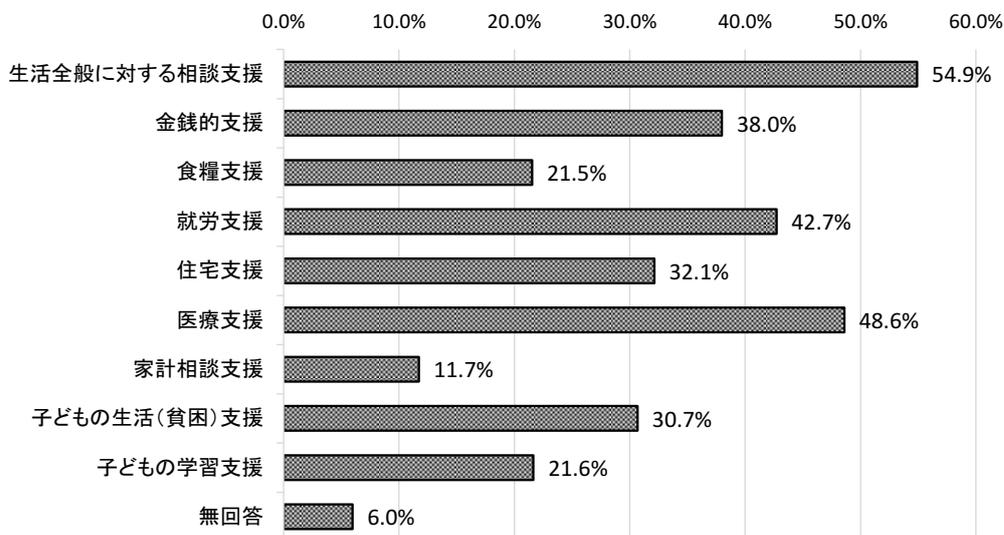
【生活困窮者自立支援法（制度）についてあなたは知っているか】



エ 「生活困窮者対策についてどのような支援があればいいか」では、「生活全般に対する相談支援」が最も多く5割を超えており、次いで「医療支援」となっています。その他にも「金銭的支援」や「就労支援」が約4割ありました。

このことから、相談を受ける側は様々なサービスに精通することとともに、各種関係機関と連携を密に取りながら対応していく必要があります。

【生活困窮者対策についてどのような支援があればいいか】



※6：経済的に困っている人が自立した生活を送ることができるよう支援をする制度のこと

3 困りごと・ニーズに関するヒアリング調査からみる荒尾市の現状
生活するうえでの困りごとやあったらいいと思うサービスなど

近隣・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事に市役所の人が出席して欲しい
買い物	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物に行けない ・近くにスーパーや八百屋がない ・ネットサービスは便利そうだが使えない ・宅配弁当を注文したいがどこに注文していいかわからない ・近所の魚屋の品ぞろえが悪い
移動・交通	<p>(バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスが通らない ・バスの本数が少なく段差が高い ・バスの本数を増やしてほしい ・バスのルートが決まっている ・バスの定期券を見直してほしい ・バスの運転手が、高齢者のモタモタに文句を言う <p>(タクシー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗り合いタクシーを利用したいが走っていない ・乗り合いタクシーは時間が決まっていて使いにくい ・タクシー移動が多く、お金がかかる ・タクシーを利用したいが値段が高い <p>(車)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車をもっていない ・車の免許を持っていないため、移動が困難(夫が免許持っている) ・免許の返納をしたいが先が心配で返せない ・車の免許を返納しようにも、移動に困る <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院と買い物に困っている ・歩いていく距離には何も無い ・荒尾駅にエレベーターかエスカレーターを付けて欲しい
生活・環境	<p>(家・土地の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地、畑、空家の管理 ・家の修理 ・家の管理、庭木の剪定 ・家の掃除が行き届かない ・家の整理整頓をしてほしい <p>(生活)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御飯作りが面倒 ・窓ガラス拭き ・台所の棚の掃除 ・排水溝の詰まり

	<ul style="list-style-type: none"> • 風呂掃除が大変 • 布団を外に出せないなので、室内干しにしている • 布団を干す力がない • 衣替えに一苦労 • 電球交換出来ない • ゴミの分別 • 灯油入れに力がある • 灯油の開け閉めができない • 瓶の蓋開け • 神棚の花替え • 草むしりが大変 • リサイクルを運ぶのが重たい (身体) • 重いものが移動できない • 手に持つ力がない • かゆいところに手が届かない
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> • 少しの距離も歩けなくなった • 遠出しなくなった • 弱ってきている夫がいる • 男性の独居老人が心配 • 高齢者が多い • 近所の認知症の人への接し方が分からない
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> • 体操教室を増やしてほしい • 手が震えて字が書けない • 介護保険の利用をしない人への優遇措置がない • 医療費の1割と2割のラインを見直してほしい
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 先が心配で、今のうちにしておいた方が良いことを教えて欲しい • 閉じこもっている人の出し方を教えて欲しい • 生活保護の再検査と基準を見直してほしい

困りごと・ニーズに関するヒアリング調査から、住民の困りごとは、買い物先が近くにないことや買い物に行くことが困難ということが多く、住んでいる場所によってはバスの利用や乗り合いタクシーの利用が不便であるといった移動手段に対する課題があることが読み取れます。

また、家の掃除や庭の草むしり、布団が干せないなど日常生活を当たり前にしていく中で困っている人がいる状況が読み取れます。

移動支援や日常生活をする上で、支援が必要な人への対策に取り組む必要があります。

第3章 計画の基本理念・基本目標

1 計画の基本理念

みんなが主役！ふれあって、たすけあって、そだちあう

福祉のまち あらお を目指して

第3期計画においても、第1期計画及び第2期計画で掲げた理念である「みんなが主役！ふれあって、たすけあって、そだちあう 福祉のまち あらお を目指して」を継承し、施策・事業の展開につなげます。本市で生活する地域住民一人ひとりが「主役」となり地域の生活課題を「我が事」としてとらえ、地域の福祉に一人ひとりが世代や分野などを超えて参画していく協働のまちづくりを進めていきます。

2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するため、4つの基本目標を定め計画の推進を図ります。

『基本目標1』

支え合いとふれあいのある「あらお」にしよう！

『基本目標2』

福祉サービスを利用しやすい「あらお」にしよう！

『基本目標3』

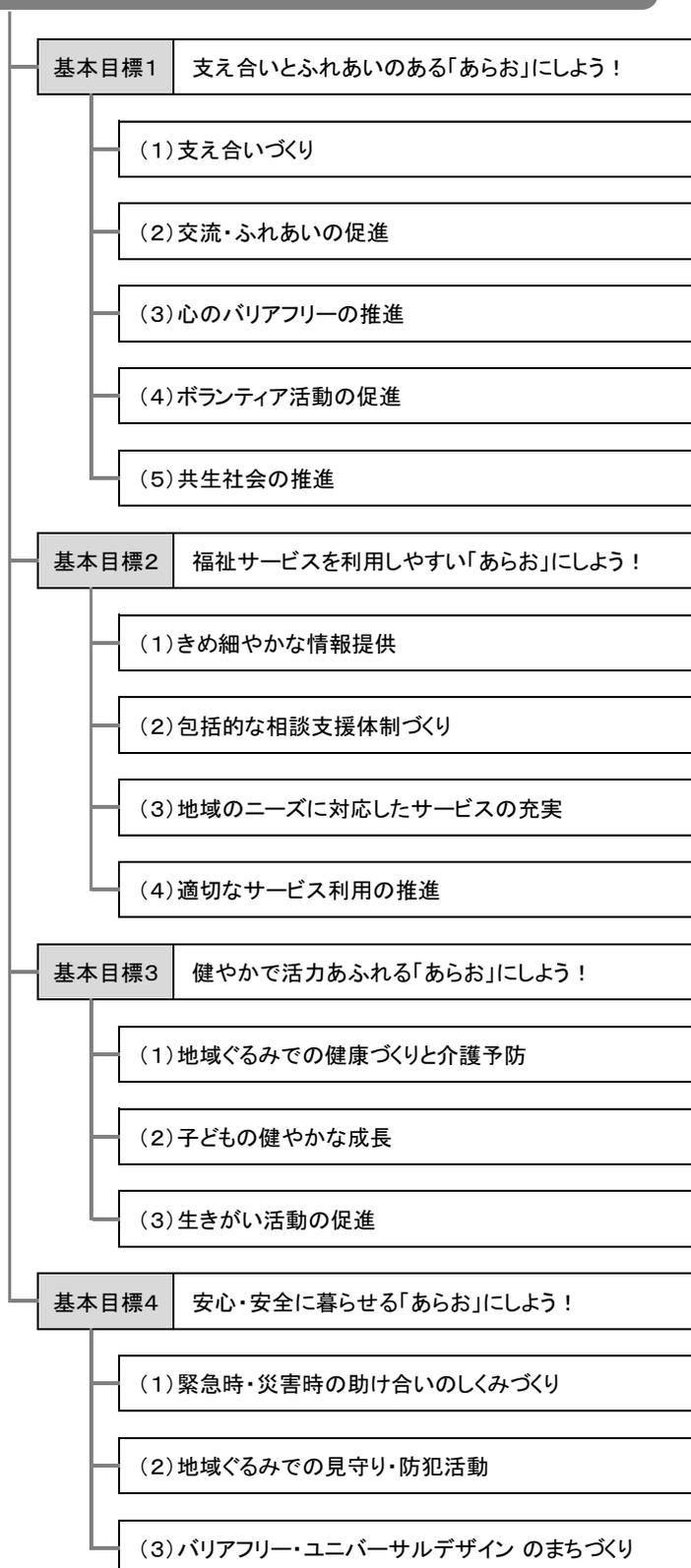
健やかで活力あふれる「あらお」にしよう！

『基本目標4』

安心・安全に暮らせる「あらお」にしよう！

3 計画の体系図

みんなが主役！ふれあって、たすけあって、そだちあう
福祉のまち あらお を目指して



第4章 基本目標

1 基本目標1：支え合いとふれあいのある「あらお」にしよう！

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域の「支え合い」が重要になります。しかし、近年では隣近所での助け合いやコミュニケーション不足、地域行事の参加者数の減少など地域の「支え合い」や「ふれあい」が少なくなっている傾向があります。

アンケート調査の結果をみると、近所づきあいについて「付き合いはしているがそれほど親しくない」43.3%、「ほとんどもしくは全く付き合っていない」23.0%となっており、合わせると6割を超えています。40歳未満においては「ほとんどもしくは全く付き合っていない」の割合が4割を超えています。近所づきあいの考え方では、40歳未満においては「なくても困らないので、あまりしたくない」が2割前後となっており、若い世代において近所づきあいが希薄化していることが伺えます。

本市が支援を行う「地区協議会」や「元気づくり委員会」などの各種団体が行う交流行事や社会福祉協議会が支援する「サロン活動」など地域における交流の機会がありますが、参加者が少ない、会員数の減少、支援者不足といった課題があります。今後、事業の更なる周知と、事業継続を可能とする人材育成などの体制づくりの強化が必要です。

また、地域福祉の担い手として重要な役割を果たしている民生委員・児童委員の欠員が生じており、社会福祉協議会が任命する福祉委員も同様の状況です。アンケート調査の結果では、住んでいる地区の民生委員・児童委員の担当者や活動内容を知らないと回答した人が4割を超えています。高齢者の一人暮らし世帯の訪問など地道な福祉活動を行っている民生委員・児童委員や福祉委員の取り組みについて広く周知するとともに、人材の育成や確保が必要です。

地域の課題解決のためには、様々な世代や主体が互いに連携し、助け合える体制づくりが必要となります。そのために、日常的な付き合いを増やし、地域でのつながりを強めていくことが必要です。

(1) 支え合いづくり

【取り組みの方向性】

地域福祉を推進していくためには、住民が地域に関心を持ち、地域のことを知るなかで支え合いの意識を高めていく必要があります。そのため、本市で実施している様々な活動を通して、すべての人が地域活動や近所付き合いについてその重要性を認識することが必要です。また、本市には様々な団体が存在しますので、それらの団体と地域住民、行政が連携を図り、その活動を充実させ地域で支え合いのできる体制をつくります。

【取り組みの内容】

個人・家族で出来ること
<ul style="list-style-type: none">●地域や近所の人にあいさつや声かけを行います。●地域の活動や行事などに関心を持ちます。●困ったことがあれば、すぐに周りの人に相談します。●地域で行われるボランティアなどに参加します。
隣近所・地域で出来ること
<ul style="list-style-type: none">●地域のなかであいさつや声かけを行います。●気軽に参加できる行事・研修を企画・開催します。●行事の時に隣近所に声かけを行い、参加しやすい雰囲気をつくります。●困っている人に対して手助けします。●困っている人に手助けしやすい関係をつくります。●困っている人や一人暮らしの高齢者などに声をかけます。●地域内で困っている人がいたら積極的に相談に乗ります。
社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">●地域福祉活動の重要性を説明する機会を増やしていきます。●ささえあい活動を拡充するよう取り組みやすい仕組みをつくります。●地縁組織※7維持の新たな仕組みづくりを始めます。●地縁組織以外の新たなコミュニティの構築の検討を開始します。
市の取り組み
<ul style="list-style-type: none">●誰もが気軽に参加しやすい交流の機会や行事・研修を地域団体と協力し促進します。●地区協議会などの地域団体の支援を行い、団体や人材育成に努めます。●あいさつ運動を促進します。●学校教育における福祉教育を推進します。

※7：現在住んでいる土地などによる人間関係で形成された組織のこと

(市の主な事業)

- 協働の地域づくり推進事業及び地域元気づくり事業
- 荒尾市老人クラブ連合会活動支援
- 高齢者・障がい者交流授業
- 介護予防・生活支援サービスの体制整備

(社会福祉協議会の主な事業)

- 地域福祉活動説明会、座談会の開催
- ささえあい活動のメニューの増設
- ささえあい活動実施のマニュアル化
- 地縁組織維持のための方策の検討
- 新たなコミュニティの在り方の検討

※主な事業については、資料編に事業説明を掲載しております。

(2) 交流・ふれあいの促進

【取り組みの方向性】

地域で住民同士の交流・ふれあいを進めていくには、住民一人ひとりが身近な住民と知り合い、信頼関係を育むことができるように、多くの人々が気軽に集え、日常的な交流を図ることのできる場をつくることが重要です。そのため、既存の公共施設の有効活用による活動の場の確保を進めるとともに、行事や研修の開催など地域住民が交流できる機会や場を増やしていきます。

【取り組みの内容】

個人・家族で出来ること
●地域や近所の人にあいさつや声かけを行います。 ●地域の活動や行事などに関心を持ちます。
隣近所・地域で出来ること
●地域活動や行事がある時に声かけを行います。 ●若い世代や転入者と話す機会を増やして地域活動に参加しやすい体制や雰囲気づくりに取り組みます。
社会福祉協議会の取り組み
●公民館などにおける地域住民が交流できる場の設置に努めます。
市の取り組み
●地域団体の活動内容や行事、交流の情報をホームページや「広報あらお」などを通じて周知啓発を行い、参加を促します。 ●公共施設の空きスペースを利用しやすくし、交流の場を提供します。 ●地域住民が交流できる行事を推進します。 ●交流の場となるように空家の活用を推進します。

(市の主な事業)

- ・ふるさとづくりの推進事業
- ・花のまちづくり推進事業

(社会福祉協議会の主な事業)

- ・いきいきサロン設置の推進

※主な事業については、資料編に事業説明を掲載しております。

(3) 心のバリアフリーの推進

【取り組みの方向性】

心のバリアフリーとは、自分とは異なる特性、考え方又は行動をとる人がいることをそれぞれが理解した上で、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことです。

お互いを知り、理解し、認め合うための機会・学習を充実させ、心のバリアフリーを推進します。

【取り組みの内容】

個人・家族で出来ること
<ul style="list-style-type: none"> ●地域に住む様々な人のことを理解します。 ●困っている高齢者や障がい者を見かけたら、できる範囲で支援します。 ●高齢者疑似体験、妊婦体験など当事者の立場を体験する機会や研修会に参加します。
隣近所・地域で出来ること
<ul style="list-style-type: none"> ●当事者の立場を体験する機会をつくります。
社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●学校における福祉体験学習の充実と支援を図ります。 ●地域における福祉教育の充実を図ります。
市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが安心して暮らせるように心のバリアフリーなどの理念の浸透を図ります。 ●障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流や共同学習を推進します。 ●障害者差別解消法を踏まえ、障がい者への差別がないように啓発します。 ●障がい者の社会参画を促進します。

(市の主な事業)

- ・コミュニケーションボード※8の普及
- ・障がいを理由とする差別の解消
- ・障がいのある児童が共に学べる環境づくり
- ・障がいのある児童との交流教育

(社会福祉協議会の主な事業)

- ・ワークキャンプ※9や福祉体験学習
- ・ゲストティーチャーの派遣
- ・座談会やささえあい活動説明会の開催

※主な事業については、資料編に事業説明を掲載しております。

※8：言葉だけでなく、わかりやすい絵記号や写真を用いてコミュニケーションを取りやすくするためのボードのこと

※9：共同生活やホームステイをしながら、その場所が必要としている作業をボランティアで行うキャンプのこと

(4) ボランティア活動の促進

【取り組みの方向性】

ボランティア活動は、活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、その活動の広がりによって、社会貢献や福祉活動などに対する地域住民の関心が高まります。

そのことにより、地域住民がともに支え合い、交流する地域づくりが進むことが期待されますので、社会福祉協議会などの団体と連携を取りながら、ボランティア活動に関する情報発信を積極的に行い、住民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるリーダーを育成します。

【取り組みの内容】

個人・家族で出来ること
<ul style="list-style-type: none">●地域のボランティア活動や自治会活動など地域で行われている活動に関心を持ちます。●自分で参加できるボランティア活動を探して参加します。
隣近所・地域で出来ること
<ul style="list-style-type: none">●ボランティア活動や自治会活動に参加を呼びかけます。●ボランティア活動の内容について情報提供をします。●ボランティア人材の勧誘を行います。
社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">●ボランティアの養成と登録を推進します。●ボランティア活動の啓発を行います。●ボランティアの活動支援を行います。●ボランティアのコーディネートを積極的に進め、ボランティアのマッチングを図ります。
市の取り組み
<ul style="list-style-type: none">●さまざまなボランティア活動の実態を把握します。●ボランティア育成のために研修などの支援を行います。●ボランティアの重要性を啓発します。●ボランティア活動に取り組みやすい環境を整備します。●ボランティア活動情報を提供します。

(市の主な事業)

- 生活支援ボランティア支援
- いきいき人づくり助成事業
- 市民活動サポート事業
- 市民活動補償制度
- 市民活動支援講座
- 市民活動支援
- コミュニティ活動の促進

(社会福祉協議会の主な事業)

- ボランティア養成講座の実施
- ボランティア啓発イベントの開催
- ボランティアグループ活動支援
- ボランティアコーディネート件数の増加
- ボランティア情報誌の発行

※主な事業については、資料編に事業説明を掲載しております。

(5) 共生社会の推進

【取り組みの方向性】

地域の課題を解決するために、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の様々な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく地域共生社会を目指します。

また、住み慣れた地域で自分らしく最後まで暮らし続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体に提供できる地域包括ケアシステムを構築します。

【取り組みの内容】

個人・家族で出来ること
<ul style="list-style-type: none">●近所の人と普段からコミュニケーションをとります。●地域の民生委員・児童委員や福祉委員を把握します。
隣近所・地域で出来ること
<ul style="list-style-type: none">●民生委員・児童委員や福祉委員などと連携・協力をして一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に声かけや安否確認をします。●地域で一人暮らし高齢者の緊急時の連絡体制を把握します。●ボランティアや見守りネットワーク活動の支援者を確保します。
社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">●地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の支え合う活動の拡充を図ります。●生活支援ボランティア制度の周知と利用促進を図ります。●地域団体の維持を図るための新たな仕組みを作ります。●新しいインフォーマルサービス※10の開発に努めます。
市の取り組み
<ul style="list-style-type: none">●地域における支え合いのネットワーク構築や連携強化に向けて支援します。●認知症になっても安心して暮らせる体制を構築します。●在宅でも安心して暮らせるための医療・介護・福祉の連携に努めます。●地域における支え合いのネットワーク活動における個人情報の取り扱いや守秘義務を守ることに係る啓発を図ります。●民生委員・児童委員や福祉委員の活動について周知啓発に努めます。●小規模多機能自治※11を推進します。●地域の課題を地域で解決できるような財源確保のための仕組みづくりを検討します。

※10：公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。地域団体やボランティアなどによる支援のこと。

※11：小規模でも、様々な団体が連携し地域課題を自ら解決する住民自治の仕組みのこと。

（市の主な事業）

- 地域ケア会議の充実
- 認知症の人を支える体制づくり
- 認知症サポーターの養成
- 認知症普及啓発推進事業

（社会福祉協議会の主な事業）

- 認知症徘徊模擬訓練
- ささえあい活動における生活支援実施地区数の増加
- 生活支援ボランティア事業の利用促進
- 地区協議会地域福祉部会設立支援

※主な事業については、資料編に事業説明を掲載しております。

（６）基本目標 1 における評価指標と目標値

評価指標	現状 2017年 (平成29年度)	目標 2022年	目標の根拠
「とても親しく付き合っている」「わりと親しく付き合っている」市民の割合	32.2%	45.0%	第2期計画で目標値未達のため、同じ目標値設定
「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」と思う市民の割合	32.5%	60.0%	第2期計画で目標値未達のため、同じ目標値設定
住まいの地域の暮らしやすさ（近所との付き合い）について、満足と思う市民の割合	25.6%	35.0%	第2期計画で目標値未達のため、同じ目標値設定
ささえあい活動におけるいきいきサロン実施地区数	53地区	65地区	1年間に約2地区増加目標（第7期荒尾市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画から設定）
なんらかの地域活動に参加している市民の割合	61.1%	72.0%	第2期計画で目標値未達のため、同じ目標値設定
民生委員・児童委員の充足率	86.3%	100%	地域福祉を充実させるため必要な人材であるため
認知症サポーター数	8,229人	12,000人	1年間に約700人増加目標（第7期荒尾市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画から設定）

2 基本目標2：福祉サービスを利用しやすい「あらお」にしよう！

【現状と課題】

住民が福祉サービスを利用する際には、まずサービスの名前や内容などの情報を知らなくてはなりません。

アンケート調査をみると、福祉サービス利用の際の不都合や不満については、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」が約4割あり、サービスを利用する際の相談窓口やサービス内容に関するわかりやすい情報提供が求められています。

最適なサービスを安心して受けるために市が取り組むことについても「相談窓口を充実し、適切な対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」が6割を超え、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が5割を超えていました。また、福祉サービスの情報源については、「広報あらお」が他の媒体より圧倒的に高く、全体の約7割の回答がありました。

福祉に関する制度やサービス内容は、近年めまぐるしく変化しており、一人ひとりにあったサービス内容が求められます。そのため、専門性の高い相談窓口の対応や「広報あらお」を含め、様々な手段を用いて情報提供を行う必要があります。

また近年、社会経済環境の変化によって、誰もが生活困窮に至るリスクがあり、生活を重層的に支えるセーフティネット※12の構築が必要となっています。こうした状況に対応するため、平成27年度から始まった生活困窮者自立支援制度に基づくサービスの提供が重要となります。

※12：安全や安心な生活が送れるように保護する仕組みのこと

(1) きめ細やかな情報提供

【取り組みの方向性】

住民が何らかのサービスや支援を受けるためには、どのようなサービスや支援があるのか知る必要があります。

しかし、アンケート結果からは福祉サービスを利用する際に情報が入手しづらいとの結果が出ています。本市においては、広報誌やホームページ、FM たんと、愛情ねっと※13などさまざまな媒体で情報提供をしていますが、それらの情報がスムーズに入手できていないのが現状です。

このため、利用者本位の考え方に立ち、福祉サービスを必要とするすべての人が自分に適した、質の高いサービスを自らの意志で選択・利用できるようにするため、わかりやすい情報提供を行います。

【取り組みの内容】

個人・家族で出来ること
● 広報誌や回覧板を見る習慣を身につけます。 ● 福祉情報に関心を持ちます。
隣近所・地域で出来ること
● 広報誌や回覧板などを活用し、福祉情報の共有に努めます。 ● 民生委員・児童委員と協力し、高齢者や障がい者などに情報が伝わるように努めます。
社会福祉協議会の取り組み
● 福祉の情報提供に努めます。
市の取り組み
● 行事や研修会などにおいて、福祉サービスや制度について説明や情報提供する機会を設けます。 ● 「広報あらお」やホームページ、FM たんとなどを活用して、福祉に関する情報を周知・啓発します。 ● 情報提供する際には、内容やレイアウトを工夫してわかりやすくします。 ● 福祉サービスや利用手続きの情報をまとめた情報誌などを作成し、情報提供に努めます。

(市の主な事業)

- ・ 出前講座
- ・ 情報誌の作成、更新

(社会福祉協議会の主な事業)

- ・ 社協だよりの発行
- ・ 新たな情報提供の方法の検討

※主な事業については、資料編に事業説明を掲載しております。

※13：大牟田・荒尾・南関・長洲地域の安心安全、行政情報などをお知らせするメール配信サービスのこと

(2) 包括的な相談支援体制づくり

【取り組みの方向性】

住民が日常生活を円滑に送る上で、困りごとや問題が発生した際に、相談する窓口がすぐにわかることが大切ですが、福祉サービスに関する相談窓口は分野ごとに分かれていて、利用者にとってはわかりにくい状況です。

アンケート結果からも、相談窓口での適切な対応やサービス選択の支援ができる体制を整えることが求められています。近年では相談内容自体が複雑・多様化しているために、複数の部署が連携しなければならない場合や本市のみでは解決できない場合もあり、専門機関や関係団体と連携を強化するなど相談体制の充実を図ります。

また、近年の社会状況の変化に伴い、誰もが生活困窮や社会的孤立に至るリスクがありますので、こういった状況に陥らないように、その前段階で相談を受けられる体制を充実させます。

【取り組みの内容】

個人・家族で出来ること
●問題を一人で抱え込まずに市役所などの相談窓口を訪ねます。 ●経済的困窮や社会的孤立状態になる前に相談します。
隣近所・地域で出来ること
●困っている人の相談に乗ります。 ●困っている人に相談先を伝えます。
社会福祉協議会の取り組み
●相談体制の充実を図ります。 ●コミュニティソーシャルワーカー※14を配置し、相談支援体制の充実を図ります。 ●生活困窮者に対する支援活動の充実を図ります。
市の取り組み
●必要に応じて他の部署や関係機関と連携するなど総合的な相談体制を整備します。 ●相談対応する職員の資質向上のため、研修などを行います。 ●空家関連の相談体制を充実させます。 ●自殺対策や虐待防止に関する支援体制づくりを推進します。 ●生活困窮者などに対して、経済的困窮や社会的孤立状態にならないように、その前段階で相談が受けられる体制づくりを推進します。

※14：地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する支援や、支援を必要としている人と地域を結び付けることで課題の解決に取り組む者

(市の主な事業)

- 生活困窮者自立相談支援事業
- 民生委員・児童委員による相談支援
- 高齢者・障がい者虐待に関する相談窓口設置
- 緊急時の保護措置
- 空家関連の相談支援
- 家庭児童相談及び女性相談事業

(社会福祉協議会の主な事業)

- 総合相談事業実施の検討
- コミュニティソーシャルワーカー配置の検討
- 生活資金、生活福祉資金の貸付

※主な事業については、資料編に事業説明を掲載しております。

(3) 地域のニーズに対応したサービスの充実

【取り組みの方向性】

高齢化率の上昇により、今後も施設入所を希望する人が増加することが予想されます。しかしながら、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護保険施設を整備することになった場合、介護保険の被保険者全体への費用負担が大きくなります。

一方で、「福祉サービスの水準と、税や社会保険料などの費用負担の関係についてどのように考えるか」に関するアンケート調査からは不要なサービスを廃止し、必要なサービスの水準と税や社会保険料の負担の水準を維持すべきであるとの意見も多くあります。

本市の状況を踏まえながら、施設整備について検討するとともに、住み慣れた家や地域で、できるだけ長く生活できるように在宅サービスを充実させます。

【取り組みの内容】

個人・家族で出来ること
<ul style="list-style-type: none"> ●在宅サービスや相談窓口について関心を持ちます。 ●在宅サービスを受けている人を気かけます。
隣近所・地域で出来ること
<ul style="list-style-type: none"> ●在宅サービスを受けている人の困りごとの相談に乗ります。 ●在宅サービスを受けている人や介護している人を見守り、支援します。
社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●インフォーマルサービスの充実を図ります。 ●インフォーマルサービスの周知やサービスが必要な人に対するマッチングを行います。 ●住民ニーズに即した新たな生活支援の仕組みの構築を検討します。
市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●本市（地域）の状況にあわせて効果的な施設整備を検討していきます。 ●介護予防拠点の整備を行い、地域の介護予防を推進します。 ●地域密着型・小規模多機能型のサービス提供を促進するとともに、多様なサービス主体の参入促進を図ります。

（市の主な事業）

- ・小規模多機能型居宅介護支援事業所整備事業
- ・介護予防拠点整備事業

（社会福祉協議会の主な事業）

- ・生活支援コーディネーターの配置
- ・生活支援ボランティア制度の充実
- ・空家を活用した新しいサービスの検討
- ・フードバンク事業

※主な事業については、資料編に事業説明を掲載しております。

(4) 適切なサービス利用の推進

【取り組みの方向性】

福祉サービスは利用者によって使えるサービスが異なり、条件を踏まえて利用者がサービスやサービス事業所を選択する必要があります。しかし、実際には、どのサービスやどの事業所が適切なのかわからない場合や、認知症などにより判断能力が低下し、様々な手続きを行うことが困難な場合も少なくないため、様々な生活課題に対する適切なサービスの利用を推進します。

【取り組みの内容】

個人・家族で出来ること
●福祉サービスや福祉サービス事業所について関心を持ちます。
隣近所・地域で出来ること
●福祉サービスや福祉サービス事業所について情報提供します。 ●保健・医療・福祉などの研修会や勉強会を開催し、参加を促します。
社会福祉協議会の取り組み
●権利擁護※15事業や成年後見制度※16における法人後見の取り組みを推進し、判断能力が不十分な人に対する支援の充実を図ります。
市の取り組み
●利用者に応じたサービスの情報提供を行います。 ●研修などを通じて施設・事業所職員の資質向上に努めます。 ●成年後見制度について、周知・啓発に努めます。

(市の主な事業)

- ・ 専門職に対するスキルアップ支援
- ・ 成年後見制度利用支援事業

(社会福祉協議会の主な事業)

- ・ 権利擁護センター（仮称）を設置
- ・ 市民後見人の養成

※主な事業については、資料編に事業説明を掲載しております。

※15：本人と社会福祉協議会との契約に基づき、自己の権利を表明することが困難になった方の代わりに代理人が福祉サービスの利用契約手続きの援助や日常的な金銭管理の代理・代行などを行うこと

※16：障がいや認知症などによって判断能力が十分でない方を保護するために、家庭裁判所に申立てを行い選任された者が代理で法律行為などを行う制度のこと

(5) 基本目標2における評価指標と目標値

評価指標	現状 2017年 (平成29年度)	目標 2022年	目標の根拠
福祉に関する情報が必要な時に、なかなか情報が手に入らないと思う市民の割合	21.2%	16.0%	第2期計画で目標値未達のため、同じ目標値設定
生活困窮者支援終了件数	—	25件 (5か年累計)	1年間に5件終了目標 (新・第5次荒尾市総合計画から設定)
生活困窮者自立支援法(制度)について、聞いたこともあり、内容も知っている人の割合	7.6%	20.0%	1年間に約2%の増加目標
社会福祉協議会が受任する成年後見等の件数	2件	10件	現体制で受任可能な最大数を10件と設定

3 基本目標3：健やかで活力あふれる「あらお」にしよう！

【現状と課題】

食生活が豊かになり、生活様式が多様化する現代社会では、生活習慣病が増加し、健康寿命の維持を難しくしています。健康は、すべての住民にとっての願いであり、住民一人ひとりの健康は、地域福祉を支える基盤でもあります。健康的な生活習慣を確立するとともに、できるだけ要介護状態にならないよう介護予防を推進し、いつまでも健康的な生活を維持することが大切です。

平成29年3月に健康で長生きして幸せであることを実感できる「健幸長寿社会」の実現を目指し、人と人の絆を強め、住民と地域、関係機関及び行政がともに協働し、社会全体で健康づくりに取り組むために「荒尾市健康増進計画（第二次）」を策定しました。計画には、「疾病予防、健康管理」、「栄養、食生活」、「身体活動、運動習慣」に新たに「みんなでつくる健康づくり」が加えられました。

健康づくりや介護予防は個人的なものです。地域ぐるみで取り組むことで効果がより大きく、長続きすることが期待できます。地域で健康づくりと介護予防に取り組む地域住民一人ひとりが心も体も健康でありつづけることが、地域の活力源となっていきます。

また、少子化に伴い子育て環境が変化する中で、子どもをより健やかに育てるためには、保健的な支援と福祉的な支援の充実が重要となります。家族形態の多様化が進んでいることから、個々の世帯の状況に応じた支援が必要です。

本市においては、健康づくりや子どもたちの健全育成、生きがいづくりを支援するためにライフステージに応じた様々な取り組みを行っています。乳幼児に対しては「乳児家庭全戸訪問」、子どもに対しては「放課後児童クラブ」の推進や「放課後子ども教室」の開催、高齢者に対しては、「体操教室」の開催など様々な取り組みを行っています。これらの事業をさらに推進していくためには、事業内容の周知を行い、地域で協力して事業を推進していく必要があります。

(1) 地域ぐるみでの健康づくりと介護予防

【取り組みの方向性】

住民が生涯にわたって健やかで活力あふれる生活を送るためには、一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりと介護予防に取り組むことが重要です。健康づくりや介護予防を継続して行うためには、地域住民一人ひとりで取り組むより、地域ぐるみで声をかけあって取り組むことで効果が高まり、取り組みの継続が期待できます。また、地域で声をかけあって取り組むことで、健康意識の向上や閉じこもりの防止につながります。

そのためにも、参加していない人が参加しやすい環境を整備するとともに、健康づくりや介護予防に関する行事などの周知・啓発を推進します。

【取り組みの内容】

個人・家族で出来ること
<ul style="list-style-type: none">●自分の健康に関心を持ちます。●適度な運動や十分な睡眠をとります。●健康教室や介護予防教室に参加します。●年に1回は、健康診断を受け、自らの健康状態のチェックを行います。
隣近所・地域で出来ること
<ul style="list-style-type: none">●地域で開催される健康教室や介護予防教室への参加を呼びかけ、近所の人を誘って出かけます。●気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、健康づくりの習慣化を行います。●近所の人と誘い合って健康診断に行きます。
社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">●公民館などで行う介護予防活動の充実を図ります。●公民館などのない地区に対する介護予防活動の支援を行います。
市の取り組み
<ul style="list-style-type: none">●健康教室や介護予防の研修や座談会を開催して健康づくりの知識向上や意識向上に努めます。●健康教室や介護予防活動の支援を行います。●各種健診や保健指導を推進して生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めます。●生活習慣病予防や健康づくりなどに関する情報の周知・啓発に努めます。

(市の主な事業)

- 国保特定健診受診勧奨事業
- 重症化予防事業
- 運動教室の開催

- 地区栄養教室の開催
- おやこ料理教室の開催
- ウォーキングコースマップの作成

※主な事業については、資料編に事業説明を掲載しております。

(社会福祉協議会の主な事業)

- 介護予防貯筋体操指導者の派遣
- はつらつ貯筋教室の実施
- 通所型サービス C※17の卒業者を対象とした運動教室の実施
- 地域介護予防の拠点の増加

※17：運動機能を改善するため、サービス対象者の機能低下の状況に応じて、保健・医療の専門家が期限を定め、集中的に行う通所型予防サービスのこと

(2) 子どもの健やかな成長

【取り組みの方向性】

乳幼児から青少年まで子どもが健やかに成長するためには、保護者が家庭の中だけでなく、地域の人々をつながりを持ちながら、子どもを育てていくことが必要です。また、教育・保育施設が地域に開かれていることや、保護者以外の地域の人々が子育て支援に参加することも重要です。そのため、育児不安を感じる保護者への支援を充実させるとともに、地域で子どもの健やかな成長を見守る支援体制の構築を図ります。

【取り組みの内容】

個人・家族で出来ること
<ul style="list-style-type: none">●子育てで困っている家庭へアドバイスをします。●子育てで困った時は市役所や相談機関に相談します。
隣近所・地域で出来ること
<ul style="list-style-type: none">●子育てをしている親が集まれる場所を提供します。●地域での世代間交流を行います。
社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">●子どもの健やかな成長を育む事業に積極的に取り組みます。●子どもに対する福祉教育の充実を図ります。
市の取り組み
<ul style="list-style-type: none">●地域で子育てを行うために、送り迎えなどの援助活動を推進します。●子育ての楽しさや子育て支援の情報提供を行います。●保護者が仕事と子育てを両立できるような支援の充実を図ります。●子育てをしている親が集まれる場所を提供します。●関係機関と連携し子育て世代のためのワンストップ※18拠点整備の検討を進めます。●子どもや学校の抱える課題について、学校・家庭・地域住民が一体となって子どもを育む体制を強化します。

※18：1箇所ですべてのサービスが受けられること

(市の主な事業)

- 家庭教育の推進
- 妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援体制づくり
- 乳児家庭の全戸訪問
- ファミリー・サポート・センター事業
- 放課後児童クラブ推進
- 放課後子ども教室
- コミュニティ・スクール事業の推進

※主な事業については、資料編に事業説明を掲載しております。

(社会福祉協議会の主な事業)

- 子ども・子育てサロン、学習支援の拡充
- 子ども食堂の実施
- 福祉教育の充実

(3) 生きがい活動の促進

【取り組みの方向性】

健やかで活力あふれる地域を実現するには、住民一人ひとりがいかに人生を楽しみ、どのように自分らしくいきいきと暮らすかということが大切です。そのための重要な要素である「生きがい」を感じることができる活動の場や住民の学習・文化・スポーツ活動を通して、地域とのつながりを確保し、地域活動の活性化に努めます。

また、高齢者や障がい者が知識や能力を最大限に発揮しながら、地域社会と関わりを継続していくためにも生きがい活動を促進します。

【取り組みの内容】

個人・家族で出来ること
<ul style="list-style-type: none"> ●趣味などをもち、生きがいを追求します。 ●地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など生きがいを感じることで出来る場を探し、実践します。
隣近所・地域で出来ること
<ul style="list-style-type: none"> ●趣味の合う人で集まり、時間を共有します。 ●生きがいを感じられるようなスポーツや行事を開催します。
社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●ささえあい活動の充実を図り、地域住民が活動できる場をつくります。 ●様々なボランティアを養成しボランティア活動を促進します。
市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●住民の「生きがい」につながる活動を活性化させるため、サークル同士の連携やネットワーク化を図ります。 ●生涯学習の機会を設けます。 ●生涯スポーツや運動の普及・啓発に努めます。 ●高齢者や障がい者の就労支援を図ります。

(市の主な事業)

- ・学び合いネットワーク事業
- ・市立図書館の整備
- ・中央ふれあいスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の促進
- ・スポーツ大会の開催
- ・シルバー人材センター支援

(社会福祉協議会の主な事業)

- ・生きがいを感じてもらえるような地域福祉活動の場の提供
- ・生活支援ボランティアフォローアップ講座

※主な事業については、資料編に事業説明を掲載しております。

(4) 基本目標3における評価指標と目標値

評価指標	現状 2017年 (平成29年度)	目標 2022年	目標の根拠
日々の生活において自分や家族の健康に悩みや不安をかかえる市民の割合	59.8%	35.0%	第2期計画で目標値未達のため、同じ目標値設定
特定健診受診率	32.4% (2016年)	60.0% (2023年)	1年間に約5%の増加目標(荒尾市国民健康保険特定健康診査等実施計画から設定)
健康で幸せな生活を維持していると感じる市民の割合	80.8%	91.0%	1年間に約2%の増加目標(新・第5次荒尾市総合計画から設定)
ファミリー・サポート・センター事業の会員数	330人	380人	1年間に10人の増加目標(荒尾市子ども・子育て支援事業計画から設定)
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	56.6%	100%	新・第5次荒尾市総合計画から設定
シルバー人材センター会員数	404人	424人	1年間に4人の増加目標(シルバー人材センターの年間目標から設定)

※特定健診受診率については、荒尾市国民健康保険特定健康診査等実施計画に沿って目標値を設定。この計画が2018(平成30)年度から2023(平成35)年度の6年計画のため、6年後の目標値を記載。

4 基本目標4：安心・安全に暮らせる「あらお」にしよう！

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心・安全に暮らすためには緊急時や災害時の迅速かつ的確な対応が必要となります。

熊本地震から、約1年半後に実施したアンケートにもかかわらず、アンケートの結果では全体の4割を超える人が地震に対して何も備えをしておらず、約2割の人が災害時の避難場所を知らないという現状でした。今後、避難体制や避難行動要支援者への支援体制の整備とともに、災害時の備えや避難場所の重要性について周知・啓発が必要です。災害時や緊急時において、消防や警察、自主防災組織などと連携し避難行動要支援者や住民への避難支援を行う体制づくりが望まれますが、アンケート結果では約7割の人が地区の自主防災組織について「わからない」と回答しており、自主防災組織の設置・強化と併せて自主防災組織の周知・啓発にも取り組む必要があります。

また、近年、刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、振り込め詐欺やインターネットを用いた犯罪など犯罪自体が巧妙かつ悪質化しており、地域住民が犯罪に巻き込まれることも増えてきています。地域で協力して犯罪の未然防止や拡大防止に取り組んでいくことが求められます。交通安全についても、交通事故死者数は減少傾向ですが、死亡者の約6割が高齢者で占められています。交通事故を未然に防ぐため、環境の整備に努めるとともに、高齢者や子ども、女性、障がい者などが安心して外出できるまちづくりが求められています。

(1) 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり

【取り組みの方向性】

近年、台風の大型化や気候変動を受け、大雨による河川氾濫や浸水、地すべりなどが増加傾向にあります。また、平成28年4月に発生した熊本地震では、熊本県を中心に多くの被害を出しました。災害時に被害を最小限におさえるため、防災などの意識啓発と併せて災害時の情報伝達や体制づくりの充実を図ります。

【取り組みの内容】

個人・家族で出来ること
<ul style="list-style-type: none">●自分の身は自分で守るという意識を高めます。●災害時に備えて、非常用備品の準備をします。●消防団や自主防災組織に参加します。●避難訓練に参加します。
隣近所・地域で出来ること
<ul style="list-style-type: none">●一人暮らしの高齢者や避難行動要支援者の把握をします。●消防団の活動充実に努めます。●自主防災組織の結成、充実に努めます。●避難訓練を開催し、緊急時に備えた訓練をします。
社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">●災害時に活動できるボランティアの育成に努めます。●災害時にボランティアセンターを立ち上げて復興に向けたボランティア活動を実施することを推進します。●災害時に活動できる見守りの組織の設立を促進します。
市の取り組み
<ul style="list-style-type: none">●災害時の避難場所・避難経路の周知や防災に関する情報提供の充実に努めます。●各種団体と情報を共有しながら、災害時の安否確認や避難支援を円滑にできる体制づくりを構築します。●消防団の施設設備の充実と団員の教育・訓練に努めます。●自主防災組織の設立育成を図るとともに、活動内容の周知啓発に努めます。●福祉避難所の整備に努めます。●災害に備え、避難行動要支援者名簿を整備します。

(市の主な事業)

- ・防災マップの改訂
- ・自主防災組織の設立育成・周知啓発
- ・荒尾市総合防災訓練
- ・図上訓練の実施
- ・避難行動要支援者支援

(社会福祉協議会の主な事業)

- ・防災ボランティア養成
- ・災害ボランティアセンター設置訓練の実施と啓発
- ・災害時にも活動できる見守り組織づくりの促進

※主な事業については、資料編に事業説明を掲載しております。

(2) 地域ぐるみでの見守り・防犯活動

【取り組みの方向性】

少子高齢化や核家族化の進展、人間関係の希薄化により、地域社会が持っていた犯罪抑止の機能が低下し、高齢者や子ども、女性、障がい者などが犯罪に巻き込まれることが増えてきています。また、高齢者や子どもを交通事故から守る取り組みも重要です。

これらの問題に対応するには、住民の連帯感を深め、防犯や交通安全の意識を高めることが大切です。地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を醸成することで、地域の安全を守ります。

【取り組みの内容】

個人・家族で出来ること
<ul style="list-style-type: none">●地域の人に関心を持ちます。●不審な人や車を見つけたら、警察などに連絡します。●防犯に関する研修会や講演会に参加します。●防犯に対する意識を高めます。
隣近所・地域で出来ること
<ul style="list-style-type: none">●戸締りや不審者に気をつけるように声かけをします。●防犯に関する研修会や講演会を開催します。●防犯パトロール体制を整備します。●空家の異変に気が付いたら、警察や市役所に連絡します。
社会福祉協議会の取り組み
<ul style="list-style-type: none">●地域における見守りの組織の拡充を図ります。
市の取り組み
<ul style="list-style-type: none">●警察と連携して、防犯情報の共有を図ります。●「愛情ねっと」などを活用し、犯罪発生情報などの提供を行い、防犯意識を高めます。●地域や団体が実施する学習の機会を通じて、防犯や交通安全の意識向上に努めます。●防犯灯などの防犯設備の設置を支援します。●防犯パトロールを強化します。●消費者トラブルなどに対する相談体制を強化します。

(市の主な事業)

- 高齢者の見守り
- 青色防犯パトロール事業
- 防犯灯設置補助事業
- 交通安全教室の開催
- 交通安全推進隊

(社会福祉協議会の主な事業)

- ささえあい活動における地域の見守り組織の設置
- 民生委員・児童委員、福祉委員による地域の見守り活動の充実

※主な事業については、資料編に事業説明を掲載しております。

(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

【取り組みの方向性】

子どもや高齢者、障がい者などすべての住民が安心して快適に生活するためには、道路や施設、移動手段などを整備し、誰にとっても活動しやすい環境の整備が重要となります。

ヒアリング調査をみると、買い物支援や交通・移動支援に対するニーズがあることが読み取れます。また、高齢者や障がい者が住みよいまちをつくるために重要なこととしても、道路や公共施設などのバリアフリーが必要です。

このため、誰もが積極的に社会参加できるよう、道路や公共施設などのバリアフリー※19化やユニバーサルデザイン※20のまちづくりを推進するとともに、住民の買い物支援や移動支援を推進します。

【取り組みの内容】

個人・家族で出来ること
●バリアフリーやユニバーサルデザインに関心を持ちます。 ●高齢者や障がい者の移動の手助けをします。 ●障がい者等用駐車場への配慮や点字ブロックの上に物を置かないなどに気をつけます。
隣近所・地域で出来ること
●行事や研修などを開催する際、バリアフリーやユニバーサルデザインを意識します。
社会福祉協議会の取り組み
●買い物支援や移動支援など新たな地域福祉サービスの創設を検討します。
市の取り組み
●高齢者や障がい者に配慮した道路環境の整備に努めます。 ●地域の公民館や公共の施設のバリアフリー化を推進します。 ●高齢者や障がい者に必要な移動サービスや情報提供の充実を図ります。

(市の主な事業)

- ・公共施設（建築物）の整備
- ・道路の整備
- ・公園施設の整備
- ・福祉特別乗車証交付制度

(社会福祉協議会の主な事業)

- ・新しいインフォーマルサービスの実施

※主な事業については、資料編に事業説明を掲載しております。

※19：すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること

※20：すべての人が快適に利用できるよう製品、建物、生活空間などをデザインすること

(4) 基本目標4における評価指標と目標値

評価指標	現状 2017年 (平成29年度)	目標 2022年	目標の根拠
自主防災組織の組織率	80.1%	100%	第2期計画で目標値未達のため、同じ目標値設定
避難行動要支援者名簿の登録者数	1,098人	1,400人	5年間に約300人の増加目標（現在までの増減割合を考慮）
防災ボランティアの登録数	—	30人	災害ボランティアセンター活動を実施するのに最低限必要なボランティアの数が30名と設定
安全だと思う市民の割合	76.3%	80.0%	アンケート結果詳細から居住区別で一番高い数値が80.4%であるため、全体をこの数値まで引き上げる（新・第5次荒尾市総合計画から設定）

第5章 推進体制について

1 協働による計画の推進

すべての住民が住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるまちを実現させるためには、地域と行政が連携し、地域づくりに取り組んでいくことが重要です。

このため、本計画の推進にあたっては、地域のさまざまな担い手がそれぞれの特徴や能力を活かし、役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取り組みを推進していきます。

(1) 住民の役割

地域福祉を充実させることも含め、まちづくりの主役は地域で生活する住民自身です。

住民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高め、福祉サービスの受け手にとどまらず、地域福祉の担い手として、地域活動や近所付き合い、ボランティアなどの社会活動に参加するなど、積極的・主体的に地域社会に参画することが求められています。

(2) 関係団体の役割

地域団体やボランティア団体、福祉サービス事業者やNPO法人などの関係団体には、地域社会の一員として、より専門的立場から地域福祉を支えていく役割があります。

今後は、提供するサービスの量や質を確保するとともに、多様化するニーズへの対応、住民の地域福祉への参画に対する受け皿としての体制の確保などが求められています。

(3) 社会福祉協議会の役割

地域包括ケアシステムの構築に向けたインフォーマルな仕組みづくりと関係団体の活動支援に取り組んでいくことや、多様化するニーズに対する公的なサービスを創出する団体として、フォーマル、インフォーマルの両面から地域福祉を推進していくことが求められています。様々な団体との連携を図りながら、計画を推進して、地域福祉の中核的な団体としてその役割を果たします。

(4) 行政の役割

住民の福祉の向上を目指し、地域の現状やニーズなどを踏まえ、住民、関係団体、社会福祉協議会、関係機関などと相互に連携・協力を図り、福祉施策を推進していくことは行政の責務です。

福祉課を中心に庁内の関係課との連携を図りながら、計画を推進します。

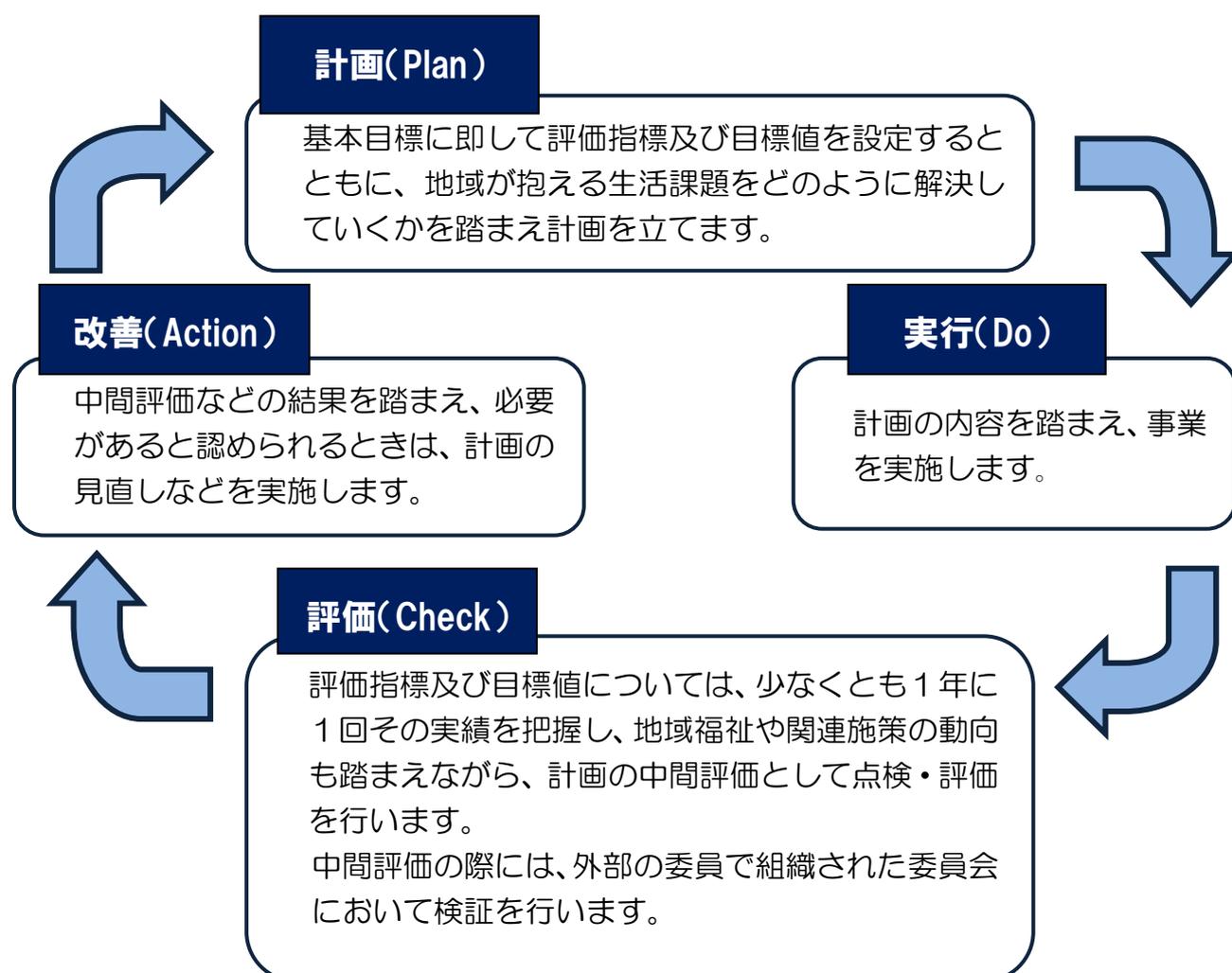
2 計画の点検・評価と継続的な改善

第2期の計画では、進捗状況の管理は、市の職員により、計画の点検・評価を実施し、次年度以降の計画の推進及び事業内容の改善に努めてきました。

今回の第3期計画では、これまで行ってきた点検・評価体制を更に充実させ、計画の継続的な改善を図るPDCAサイクル(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善))を確立するため、外部の委員で組織された委員会において検証を行っています。また、点検・評価を客観的に行うため、評価指標と目標値をできるだけ客観的な項目としました。

これらの評価指標と目標値を用いて、計画の進捗状況を点検・評価し、福祉に関する事業を定期的に把握・整理を行い、計画の推進や事業の改善につなげます。

【地域福祉計画におけるPDCAサイクル】



資料編

1 評価指標と目標値一覧【再掲】

基本目標1

評価指標	現状 2017年 (平成29年度)	目標 2022年	目標の根拠
「とても親しく付き合っている」「わりと親しく付き合っている」市民の割合	32.2%	45.0%	第2期計画で目標値未達のため、同じ目標値設定
「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」と思う市民の割合	32.5%	60.0%	第2期計画で目標値未達のため、同じ目標値設定
住まいの地域の暮らしやすさ(近所との付き合い)について、満足と思う市民の割合	25.6%	35.0%	第2期計画で目標値未達のため、同じ目標値設定
ささえあい活動におけるいきいきサロン実施地区数	53地区	65地区	1年間に約2地区増加目標(第7期荒尾市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画から設定)
なんらかの地域活動に参加している市民の割合	61.1%	72.0%	第2期計画で目標値未達のため、同じ目標値設定
民生委員・児童委員の充足率	86.3%	100%	地域福祉を充実させるため必要な人材であるため
認知症サポーター数	8,229人	12,000人	1年間に約700人増加目標(第7期荒尾市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画から設定)

基本目標2

評価指標	現状 2017年 (平成29年度)	目標 2022年	目標の根拠
福祉に関する情報が必要な時に、なかなか情報が手に入らないと思う市民の割合	21.2%	16.0%	第2期計画で目標値未達のため、同じ目標値設定

生活困窮者支援終了件数	—	25件 (5か年累計)	1年間に5件終了目標 (新・第5次荒尾市総合計画から設定)
生活困窮者自立支援法(制度)について、聞いたこともあり、内容も知っている人の割合	7.6%	20.0%	1年間に約2%の増加目標
社会福祉協議会が受任する成年後見等の件数	2件	10件	現体制で受任可能な最大数を10件と設定

基本目標3

評価指標	現状 2017年 (平成29年度)	目標 2022年	目標の根拠
日々の生活において自分や家族の健康に悩みや不安をかかえる市民の割合	59.8%	35.0%	第2期計画で目標値未達のため、同じ目標値設定
特定健診受診率	32.4% (2016年)	60.0% (2023年)	1年間に約5%の増加目標(荒尾市国民健康保険特定健康診査等実施計画から設定)
健康で幸せな生活を維持していると感じる市民の割合	80.8%	91.0%	1年間に約2%の増加目標(新・第5次荒尾市総合計画から設定)
ファミリー・サポート・センター事業の会員数	330人	380人	1年間に10人の増加目標(荒尾市子ども・子育て支援事業計画から設定)
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	56.6%	100%	新・第5次荒尾市総合計画から設定
シルバー人材センター会員数	404人	424人	1年間に4人の増加目標(シルバー人材センターの年間目標から設定)

※特定健診受診率については、荒尾市国民健康保険特定健康診査等実施計画に沿って目標値を設定。この計画が2018(平成30)年度から2023(平成35)年度の6年計画のため、6年後の目標値を記載。

基本目標4

評価指標	現状 2017年 (平成29年度)	目標 2022年	目標の根拠
自主防災組織の組織率	80.1%	100%	第2期計画で目標値未達のため、同じ目標値設定
避難行動要支援者名簿の登録者数	1,098人	1,400人	5年間に約300人の増加目標（現在までの増減割合を考慮）
防災ボランティアの登録数	—	30人	災害ボランティアセンター活動を実施するのに最低限必要なボランティアの数が30名と設定
安全だと思う市民の割合	76.3%	80.0%	アンケート結果詳細から居住区別で一番高い数値が80.4%であるため、全体をこの数値まで引き上げる（新・第5次荒尾市総合計画から設定）

2 主な事業一覧

(1) 市の主な事業【事業の再掲と説明】

基本目標1	(1) 支え合いづくり	
	協働の地域づくり推進事業及び地域元気づくり事業	住民同士及び住民と市が対等な関係で実施する地域住民の交流事業や健康増進事業、環境美化事業など地域課題の解決に必要なまちづくり事業を推進します。
	荒尾市老人クラブ連合会活動支援	高齢者の訪問・相談などの支え合い活動、グラウンドゴルフなどの健康づくり・介護予防活動、参加している各老人クラブ間の連絡、調整や他団体との連携協力活動などを実施。市の取り組みとしては主に財政面から支援します。
	高齢者・障がい者交流授業	道徳や総合的な学習の時間などを活用し、高齢者や障がい者との交流を通じた体験学習やボランティア活動を行います。
	介護予防・生活支援サービスの体制整備	社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを設置し、介護予防教室やいきいきサロンなどの介護予防活動の活性化や民間が行う食料の配達・配食などの生活支援サービスを促進します。
	(2) 交流・ふれあいの促進	
	ふるさとづくりの推進事業	自然と共生した美しい街並みの形成や都市機能の充実など、定住しやすい環境づくりに取り組むとともに、コミュニティの再生や安全・安心なまちづくりを通して、まちの魅力を向上させ、暮らしやすいまちづくりを推進することを目的として、「グリーンアベニューの植栽」、「あじさい公園づくり」、「荒尾駅前花壇の整備」を推進します。
	花のまちづくり推進事業	公共性の高い場所で、かつ不特定多数の人々が観賞できる花壇の設置、花の育成、管理まで行う活動に対し、春と秋の年2回花苗を配布することで、住民参加による緑化の推進及び花に親しむ活動を通じて新たなコミュニティの形成を図ります。
	(3) 心のバリアフリーの推進	
	コミュニケーションボードの普及	コミュニケーションが苦手な発達障がい者や知的障がい者などの人と意思疎通を図るためのボードの普及啓発を図ります。

障がいを理由とする差別の解消	広報誌やホームページなどを通じ、「障害者差別解消法」や障がいの特性、それに応じた合理的配慮に関する情報の周知を図ります。また、障がい者団体などが行う交流会を通じ、住民の障がいに関する理解を深めます。
障がいのある児童が共に学べる環境づくり	障がいのある児童生徒が可能な限り障がいのない児童生徒と共に学べる環境づくりを推進します。
障がいのある児童との交流教育	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との相互理解を深めるための交流教育を推進するとともに、体験交流の場の確保に努めます。
(4) ボランティア活動の促進	
生活支援ボランティア支援	公的制度では対応が難しいような日常生活のちょっとした困りごとを支援する生活支援ボランティアの人材育成と活用を推進します。
いきいき人づくり助成事業	人材育成及び地域活性化のための先進地視察研修や講演会の開催事業に対し助成します。
市民活動サポート事業	民間非営利団体の発展や自立、活性化のための事業に対し助成します。
市民活動補償制度	安心して地域社会活動など公益性のある市民活動が行えるように、市内に活動の拠点を置く団体の活動中に事故が起きた際の補償を行います。
市民活動支援講座	市民活動を行っている人や興味のある人に対し、市民活動に役立つスキルの習得を図ります。
市民活動支援	花いっぱい推進協議会、おもやい市民花壇の会、助丸区花菖蒲愛好会をはじめ、各種市民活動団体を支援します。
コミュニティ活動の促進	緑化講習会など、地域住民の活動・交流の活性化を図る事業を実施します。
(5) 共生社会の推進	
地域ケア会議の充実	介護予防や自立支援に向けたケアマネジメント能力の向上を目的にケアマネージャーやリハビリテーション専門職、その他医療関係者、家族、民生委員・児童委員などが参加した会議を充実させます。
認知症の人を支える体制づくり	認知症地域支援員を地域包括支援センターに配置し、認知症に関する相談体制を強化するとともに、認知症の人やその家族を支えるために地域や関係機関のネットワークの構築強化を図ります。
認知症サポーターの養成	認知症の人を支援するための養成講座を積極的に開催し、認知症サポーターの養成を図ります。

	認知症普及啓発推進事業	小中学校や企業へのPRを拡大し、認知症サポーター養成講座の拡大を図ります。また、地域や事業所などと連携し、認知症サポーターの活動を活性化できるよう検討します。
基本目標2	(1) きめ細やかな情報提供	
	出前講座	市政について市民の理解を深めるため、市民10人以上の団体が開催する研修などに職員を派遣し、実施している事業や各種制度などについてわかりやすく説明します。
	情報誌の作成、更新	生活支援サービスガイドマップや地域介護予防活動ガイドなど福祉サービスや利用手続きの情報をまとめた情報誌を作成または、作成している情報誌の情報更新に努めます。
	(2) 包括的な相談支援体制づくり	
	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、生活保護に至る前の早期の段階から、就労準備支援や家計相談支援など、自立に向けた様々な支援を包括的に行います。
	民生委員・児童委員による相談支援	地域住民が抱えている問題について、民生委員・児童委員による相談支援を促進します。
	高齢者・障がい者虐待に関する相談窓口設置	高齢者や障がい者への虐待に関する相談窓口を設置し、虐待の予防および早期発見・早期対応を図ります。
	緊急時の保護措置	高齢者や障がい者、子ども、女性などに対する緊急時の保護措置を行うことで、安心安全な支援体制づくりを推進します。
	空家関連の相談支援	関係各課や関係団体との連携を深め、空家関連の相談体制を充実させるとともに、空家バンク制度などを活用し、空家の活用を推進します。
	家庭児童相談及び女性相談事業	家庭問題や子育て、DVなど生活全般に関する相談に応じ、相談者に対し情報提供を行います。
	(3) 地域のニーズに対応したサービスの充実	
	小規模多機能型居宅介護支援事業所整備事業	「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じ、「訪問」「泊り」を組み合わせたサービスを提供する施設の整備を推進します。
	介護予防拠点整備事業	公民館のバリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい施設へ改修を行うことにより、体カアップ体操やいきいきサロンなどの介護予防活動の充実を図ります。
	(4) 適切なサービス利用の推進	
専門職に対するスキルアップ支援	介護関連の専門職などに対し、多職種事例検討会や専門職研修を実施し、専門職のスキルアップを支援し、適切なサービスの提供を促進します。	

	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の市長申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
基本目標3	(1) 地域ぐるみでの健康づくりと介護予防	
	国保特定健診受診勧奨事業	広報誌やパンフレットなどへの記事を掲載することにより国民健康保険の特定健診受診率の向上を図ります。
	重症化予防事業	健診受診後の指導助言の充実を図るとともに、関係団体と連携し、糖尿病性腎症をはじめとした生活習慣病の重症化予防の推進を図ります。
	運動教室の開催	体力アップ体操教室や介護予防体操など健康づくりを目的とした運動教室を促進します。
	地区栄養教室の開催	子どもから高齢者まで健全な食生活実践のための食育活動を推進する食生活改善推進員を養成し、地域での栄養教室などの開催を促進します。
	おやこ料理教室の開催	食生活の改善、子どもの食育などを目的に、親子で参加できる料理教室の開催を促進します。
	ウォーキングコースマップの作成	肥満解消や生活習慣病予防など健康づくりを推進するため、地域の人と一緒にウォーキングコースマップの作成を行います。
	(2) 子どもの健やかな成長	
	家庭教育の推進	「荒尾っ子のできるといいね」を全児童生徒に配布し、家庭教育の指針とし、普及啓発を図ります。
	妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援体制づくり	要支援児・要支援家庭の早期発見と早期支援に努め、関係各課や関係機関との連携を強化するとともに、子育て世代のためのワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)の設置を検討します。
	乳児家庭の全戸訪問	子育て情報の提供や相談に応じるため、乳児のいる全家庭を訪問します。
	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを援助したい人と援助を受けたい人が会員登録し、子どもの預かりや送迎などの援助活動を通じ、地域で子育てを推進します。
放課後児童クラブ推進	保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に対し適切な遊びや生活の指導を行うことで、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。	

	放課後子ども教室	学校の空き教室を利用して、子ども達の放課後の活動拠点を設け、地域の人々の参画を得ながら、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの機会を提供することにより、子ども達が地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
	コミュニティ・スクール事業の推進	学校と家庭、地域住民が連携し、学校の運営に地域の声を生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進め、子どもたちの豊かな成長を支えます。
	(3) 生きがい活動の促進	
	学び合いネットワーク事業	住民の「学び」や「生きがい」につながる活動を活性化させるため、公共施設を使用しているサークル同士の連携やネットワーク化を図り、情報交換や情報の共有化を促進します。
	市立図書館の整備	書籍等の録音版（録音図書）や点字版（点字図書）の貸出を推進します。また、高齢者層への読書普及・拡大を図るため、おはなし会を実施します。
	中央ふれあいスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の促進	生きがい活動や地域住民の交流を目的に、スポーツ活動から趣味の活動まで多種多様なクラブ活動の運営支援を実施します。
	スポーツ大会の開催	生涯スポーツや運動の普及・啓発のため、スポレクあらおや市民マラソン大会、クロスカントリー大会を開催します。
	シルバー人材センター支援	高齢者が活躍できる生涯現役社会の実現に向け、シルバー人材センターの支援を通じた高齢者の雇用機会の促進を図ります。
	(1) 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり	
	基本目標4	防災マップの改訂
自主防災組織の設立育成・周知啓発		地域防災力を向上させるために、自主防災組織の設立を促進するとともに、設立した団体に対し、防災訓練の実施や研修会を開催し、団体の育成及び周知啓発を図ります。
荒尾市総合防災訓練		防災関係機関や自主防災組織などが参加する防災訓練を実施し、防災力向上を図ります。
図上訓練の実施		各種災害発生を想定した地図上での災害対応訓練の実施を補助し、防災意識向上を図ります。

避難行動要支援者支援	高齢者や障がい者など災害時に自力で避難することが難しい人に対し、支援体制の整備を行います。
(2) 地域ぐるみでの見守り・防犯活動	
高齢者の見守り	高齢者の実情（65歳以上の一人暮らし）に応じ、地域で安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員による見守り活動を促進します。
青色防犯パトロール事業	青色防犯パトロール車による見守り活動を促進します。
防犯灯設置補助事業	歩行者の安全確保及び犯罪発生防止のため、LED防犯灯の設置に対する補助を行います。
交通安全教室の開催	子どもから高齢者まですべての年代を対象とし、関係機関からの申請のもと、交通安全教室を開催し、交通安全の意識向上を図ります。特に、子どもに対しては、小学校と連携し、安全な歩行や自転車の乗り方を指導することで、交通事故防止に努めます。
交通安全推進隊	本市職員で構成された交通安全推進隊を組織し、主要道路の交差点で交通指導を実施することで、交通事故防止に努めます。
(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	
公共施設（建築物）の整備	市庁舎や市営住宅などの公共施設について、「バリアフリー法」や「熊本県やさしいまちづくり条例」などに基づいた整備を図ります。
道路の整備	歩道設置や幅員確保、段差解消、点字ブロックなどバリアフリーに配慮した道路整備を関係機関と連携を図り推進します。
公園施設の整備	園路の段差解消や障がい者等用駐車場の確保、トイレの整備などバリアフリーに配慮した公園施設の整備を図ります。
福祉特別乗車証交付制度	高齢者や障がい者などに対し、交通料金の割引制度を周知し、移動支援を図ります。

(2) 社会福祉協議会の主な事業【事業の再掲と説明】

基本目標1	(1) 支え合いづくり	
	地域福祉活動説明会、座談会の開催	公民館などに出向き、支え合うことの重要性を住民に周知し、ささえあい活動に取り組む区の増加とささえあいの意識向上を図ります。
	ささえあい活動のメニューの増設	ささえあい活動のメニューを現在の8つから地域のニーズに合わせて、順次、増加させていきます。特に買い物支援や移動支援については地域のニーズが高いことから新たなメニューの開発を検討します。
	ささえあい活動実施のマニュアル化	ささえあい活動を容易に始められるよう、活動の立ち上げ及び活動の継続をマニュアル化します。
	地縁組織維持のための方策の検討	近い将来、地縁組織の維持が困難となってくることが懸念されているため、地縁組織によるささえあいが継続できるよう支援策を検討します。
	新たなコミュニティの在り方の検討	近い将来、地縁組織の維持が困難となってくることが懸念されているため、地縁組織以外の新たなコミュニティの在り方とささえあいの方法を検討します。
	(2) 交流・ふれあいの促進	
	いきいきサロン設置の推進	ささえあい活動のメニューの一つであるいきいきサロンに取り組む区を増やし、地域における集いの場の増加を図ります。
	(3) 心のバリアフリーの推進	
	ワークキャンプや福祉体験学習	子どもの頃から福祉の心を育むよう、市内の小中高校を対象にした福祉の体験学習や夏休みに実施するワークキャンプへの参加を積極的に呼びかけ参加者の増加を図ります。
	ゲストティーチャーの派遣	学校における福祉学習を支援するため、市内の小中高生へ手話、点字、朗読などを教えるゲストティーチャーの派遣回数を増やすとともに、事業を周知します。
	座談会やささえあい活動説明会の開催	公民館などで座談会や説明会などを開催し、支え合うことの重要性を説明、ささえあいの文化が地域に根付くよう、地域福祉を推進します。

(4) ボランティア活動の促進	
ボランティア養成講座の実施	ボランティア養成講座を開講してボランティアの養成と登録を推進します。また、認知症支援や医療支援などの高度な専門性を要するボランティアの養成も検討します。
ボランティア啓発イベントの開催	多くの住民がボランティア活動に取り組めるよう、ボランティアのイベントを開催し、ボランティアの啓発活動に取り組めます。
ボランティアグループ活動支援	ボランティアグループの活動支援を行います。また、ボランティアのグループ化を促し、ボランティアグループの増加を図ります。
ボランティアコーディネーター件数の増加	ボランティアを必要とする人にボランティアの紹介や斡旋する件数の増加を図ります。
ボランティア情報誌の発行	定期的に情報誌を発行してボランティアの情報発信を行い、ボランティア活動を啓発します。また、ボランティアニーズ情報を掲載してボランティアのマッチングを行います。
(5) 共生社会の推進	
認知症徘徊模擬訓練	認知症になった人が在宅で安心して生活できるよう地域住民が主体となって認知症徘徊模擬訓練を行い、見守りの組織づくりを行うとともに、住民に認知症に対する知識の普及啓発を行います。
ささえあい活動における生活支援実施地区数の増加	ささえあい活動メニューの一つである生活支援に取り組む区の増加を図り、地域住民のささえあいによる高齢者の生活支援を拡充させます。
生活支援ボランティア事業の利用促進	高齢者の生活上の困りごとをボランティアの支援により解決を図る生活支援ボランティア事業の周知を行い、利用促進を図ります。また、生活支援ボランティアの登録も進め、利用しやすい環境を整えていきます。
地区協議会地域福祉部会設立支援	地区協議会内に地域福祉部会の設立を支援して、行政区よりも大きい枠組みでの地域福祉の仕組みを創設し、ささえあいネットワークの充実を図ります。

基本目標2	(1) きめ細やかな情報提供	
	社協だよりの発行	年に6回社協だよりを発行し、きめ細やかな福祉情報の提供に努めます。また、見やすい紙面づくりを実施して多くの住民の目に留まるような工夫をしていきます。
	新たな情報提供の方法の検討	ホームページ、SNSなどを活用することに加え、新たな情報提供の仕組みを検討します。
	(2) 包括的な相談支援体制づくり	
	総合相談事業実施の検討	住民からの様々な相談を受け、解決に向けた支援を図る総合相談事業の立ち上げを検討します。
	コミュニティソーシャルワーカー配置の検討	住民が抱える問題の解決を支援するコミュニティソーシャルワーカーの配置を検討します。また、総合相談事業との連携を検討します。
	生活資金、生活福祉資金の貸付	生活資金と生活福祉資金の貸付を行い、低所得者や障がい者の支援を行っていきます。
	(3) 地域のニーズに対応したサービスの充実	
	生活支援コーディネーターの配置	生活支援コーディネーターを配置し、新たな社会資源の開発や生活支援ボランティアの紹介を行うことで、高齢者の困りごと解決に向けた支援を行っていきます。
	生活支援ボランティア制度の充実	生活に関するあらゆる困りごとの依頼に対応できるよう、様々なボランティアを養成し、生活支援ボランティア制度の充実を図ります。
	空家を活用した新しいサービスの検討	地域の困りごととして多く意見があげられる、空家問題に対する新しいサービスの実施を検討します。
	フードバンク事業	生活に困窮されている人に対する緊急食糧支援を実施します。企業の社会貢献活動と連携を図りながら、食材などの確保に努め、事業を拡充していきます。また、子ども食堂への食材提供の面での活動支援も実施します。
	(4) 適切なサービス利用の推進	
	権利擁護センター（仮称）を設置	権利擁護センター（仮称）を設立し、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度法人後見事業の拡充を図ります。また、センターの設立にあたっては人員体制を整える必要があるため、体制の整備を図ります。
	市民後見人の養成	市民後見人養成講座を実施して市民後見人の養成を図ります。さらに社会福祉協議会が実施する権利擁護事業や法人後見の生活支援員として養成した市民後見人の活用を検討します。

基本目標3	(1) 地域ぐるみでの健康づくりと介護予防	
	介護予防貯筋体操指導者の派遣	公民館などに貯筋体操の指導者を派遣し、地域の介護予防の拠点を増やします。
	はつらつ貯筋教室の実施	地域に公民館のない人を対象にした貯筋体操教室を開催します。
	通所型サービスCの卒業者を対象とした運動教室の実施	介護予防・総合事業の通所型サービスCを卒業される人向けの体操教室を実施します。
	地域介護予防の拠点の増加	公民館などで介護予防の貯筋体操に取り組む区の増加を図り、介護予防に努めます。
	(2) 子どもの健やかな成長	
	子ども・子育てサロン、学習支援の拡充	子ども・子育てサロンや学習支援など子供向けの事業の立ち上げと活動に対する支援を行います。
	子ども食堂の実施	子ども食堂の立ち上げと活動の支援を実施します。
	福祉教育の充実	子どもたちの福祉教育の場となるよう、社会福祉協議会で取り組むささえあい活動などの事業に参加してもらう機会を増やします。
	(3) 生きがい活動の促進	
生きがいを感じてもらえるような地域福祉活動の場の提供	地域住民がボランティアや地域福祉活動に取り組むことで、生きがいを感じることができるよう、ささえあい活動などの活動の場を増加させます。	
生活支援ボランティアフォローアップ講座	生活支援ボランティアとして登録された人に対し、モチベーションアップのための講座を実施します。	
基本目標4	(1) 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり	
	防災ボランティア養成	防災ボランティア養成講座を実施して、災害が発生した時に復興支援活動をすることができるボランティアの養成を図ります。
	災害ボランティアセンター設置訓練の実施と啓発	災害ボランティアセンター設置訓練を実施し、職員の災害対応のスキルアップを図るとともに、住民に対し、災害が発生した時には災害ボランティアセンターが設置されて、社会福祉協議会が復興支援に向けた活動を実施することを啓発します。
	災害時にも活動できる見守り組織づくりの促進	日頃の見守り活動が災害時にも役立つことを啓発して、災害時にも活動できる組織づくりを進めていきます。

(2) 地域ぐるみでの見守り・防犯活動	
ささえあい活動における地域の見守り組織の設置	ささえあい活動における地域ぐるみでの見守り組織の設置数の増加を図ります。
民生委員・児童委員、福祉委員による地域の見守り活動の充実	民生委員・児童委員、福祉委員の活動を支援して、両団体の見守り活動の充実を図ります。
(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	
新しいインフォーマルサービスの実施	ニーズの高い買い物支援や移動支援に対し、新たなサービスの立ち上げを検討します。

3 荒尾市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 19 年 8 月 23 日告示第 165 号

改正 平成 22 年 3 月 31 日告示第 49 号

荒尾市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく荒尾市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に関して、広く市民の意見等を聴取し、計画に反映させることを目的として、荒尾市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画の策定及び施策の推進に関することについて審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民代表
- (3) 保健、医療事業の関係者
- (4) 福祉関係団体の関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する事項についての審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第 7 条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日告示第 49 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

4 荒尾市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	団体名	役職	氏名
1	荒尾市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	甲斐田 忠
2	荒尾市老人クラブ連合会	副会長	江原 武美
3	桜山地区協議会	会長	吉富 修
4	荒尾市身体障害者福祉協会連合会	会長	斎 浩史
5	荒尾市手をつなぐ育成会	事務局長	中嶋 真也
6	荒尾長洲地域精神障がい者家族会	副会長	近藤 辰夫
7	荒尾市ボランティア連絡協議会	副会長	隅倉 理香
8	荒尾市保育協議会（なかよしの森保育園）	園長	上野 重実
9	荒尾市社会福祉協議会	事務局長	鶴 弘幸
10	九州看護福祉大学	教授	豊田 保
11	荒尾市医師会	副会長	伊藤 隆康
12	荒尾市校長会	会長	寺田 哲也
13	荒尾警察署	生活安全課長	石川 史樹
14	荒尾消防署	署長	畑中 二郎
15	荒尾市消防団	団長	米井 昭文
16	川北区自主防災会	区長	深浦 一博
17	荒尾市行政協力会	会長	藪内 孝則
18	荒尾市福祉委員連絡協議会	会長	高尾 光男
19	猫宮区いきいきサロン	代表者	吉丸 正昭
20	荒尾市ファミリーサポートセンター「さくらんぼ」	提供会員	高井 景子
21	女性ネットワーク荒尾代表者会（コスモス会）	役員	渡辺 妙子
22	熊本県老人福祉施設協議会	会長	鴻江 圭子
23	荒尾市地域包括支援センター	所長	岩本 理歌子
24	荒尾市福祉事務所	所長	塚本 雅之

（平成29年8月30日）

5 荒尾市地域福祉計画策定作業部会員名簿

	氏 名	所 属
1	平川 喜晴	荒尾市社会福祉協議会
2	片山 桂輔	荒尾市社会福祉協議会
3	門田 大佑	くらしいきいき課
4	松尾 陽子	子育て支援課
5	井上 みどり	健康生活課
6	大久保 豊	高齢者支援課
7	林 さやか	教育振興課
8	宮脇 研志	生涯学習課
9	田代 英之	福祉課
10	原口 富美	福祉課
11	伊藤 信也	福祉課
12	中川 大輔	福祉課

(平成29年5月25日)

荒尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画
(第3期)
2018(平成30)年度～2022(平成34)年度

平成30年3月

発	行	荒尾市
連	絡	先
		荒尾市保健福祉部福祉課
		〒864-8686
		荒尾市宮内出目390番地
		電話番号：0968-63-1406
		FAX番号：0968-62-2281
		荒尾市社会福祉協議会
		〒864-0011
		荒尾市下井手193番地1(荒尾市総合福祉センター内)
		電話番後：0968-66-2993
		FAX番号：0968-66-2994
